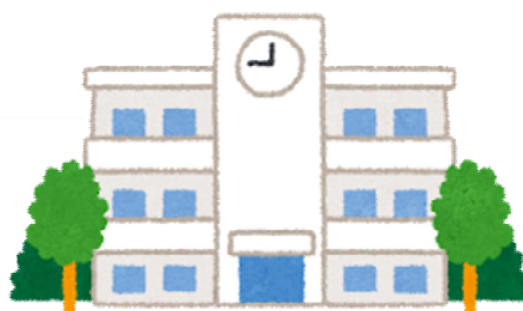


土浦市立学校

食物アレルギー対応マニュアル



令和2年3月
【令和5年4月改定】

土浦市教育委員会

目次

- 1 食物アレルギーの基礎知識 . . . 1
 - (1) 食物アレルギーとは
 - (2) アナフィラキシーとは
 - (3) 食物アレルギーと間違えやすい症状
 - (4) 容器包装された加工食品のアレルギー表示について

- 2 土浦市の学校給食における食物アレルギー対応 . . . 5
 - (1) 学校給食における食物アレルギー対応の大原則
 - (2) 学校給食における食物アレルギー対応の基本方針
 - (3) 学校給食における食物アレルギー対応の実施基準
 - (4) 学校給食における食物アレルギー対応の内容
 - (5) 学校生活管理指導表について
 - (6) Q & A

- 3 食物アレルギーのある児童生徒への対応 . . . 18
 - (1) 学校における食物アレルギー対応委員会の設置
 - (2) 面談における確認事項
 - (3) 対応の決定と周知
 - (4) 教育委員会への報告
 - (5) 事故及びヒヤリハットの情報共有と改善策

- 4 食物アレルギーのある児童生徒の把握・取組・実施まで . . . 20

- 5 代替食調理から代替食提供までの流れ . . . 23
 - (1) 代替食調理の手順
 - (2) 代替食提供の流れ
 - (3) 返却方法

- 6 学校での留意点 . . . 26
 - (1) 教室での対応
 - (2) 食物アレルギー児童生徒および学級での指導
 - (3) 教職員の役割
 - (4) 医療機関、関係機関との連携
 - (5) 職員研修について

7 緊急時の対応 …… 31

- (1) 日常から行っておくこと
- (2) 食物アレルギー緊急時の対応マニュアル

8 教育委員会の役割 …… 39

- (1) 学校における食物アレルギー対応に関する委員会の設置と基本方針の策定
- (2) 医療機関（医師会）及び消防機関との連携
- (3) 研修会の実施及び研修機会の確保
- (4) 食物アレルギー対応の充実のための環境整備及び支援
- (5) すべての事故及びヒヤリハット事例の情報収集とフィードバック
- (6) 専門的に相談できる体制の構築

— 様式集・資料編 —

I 関係様式・資料一覧

II 各種様式の提出時期及び提出先等

III 各種様式・記入例

1 食物アレルギーの基礎知識

(1) 食物アレルギーとは

【定義】

食物アレルギーとは、食べたり、触ったり、吸い込んだりした食物に対して、体を守るはずの免疫システムが、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に過剰に反応しておきるアレルギー反応のことをいう。

【原因】

通常、食物中のたんぱく質は胃や腸で消化され、アミノ酸に分解されるが、乳幼児などの消化機能が未熟な場合に、たんぱく質が十分に分解されず、大きな分子の状態では吸収されてしまうことがある。アレルギー体質の場合には、このように吸収されたたんぱく質がアレルゲン（抗原）となり、IgE 抗体がつけられる。

食物アレルギーには、IgE 依存性食物アレルギーと IgE 非依存性食物アレルギーがあり、ほとんどは IgE 依存型に反応する即時型食物アレルギーである。

表 IgE 依存性食物アレルギーの臨床型分類

臨床型	発症年齢	頻度の高い食べ物	耐性獲得（寛解）	アナフィラキシーショックの可能性
即時型症状 （蕁麻疹、アナフィラキシーなど）	乳児期～成人期	乳児～幼児： 鶏卵、牛乳、小麦、ピーナッツ、 木の実類、魚卵など 学童～成人： 甲殻類、魚類、小麦、果実類、 木の実類など	鶏卵、牛乳、小麦は寛解しやすい その他は寛解しにくい	(++)
食物依存性運動誘発アナフィラキシー（FDEIA）	学童期～成人期	小麦、エビ、果物など	寛解しにくい	(+++)
口腔アレルギー症候群（OAS）	幼児期～成人期	果物、野菜、大豆など	寛解しにくい	(±)

「食物アレルギーの診療の手引 2020」（国立研究開発法人 日本医療研究開発機構）より引用・一部改変

即時型症状

食物アレルギーの最も典型的な病型。原因食物摂取後、通常2時間以内にアレルギー反応による症状を示すことが多い。蕁麻疹のような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまである。

食物依存性運動誘発アナフィラキシー

特定の食物を食べた後に運動することによってアナフィラキシーが誘発される病型。運動によって腸での消化や吸収に変化が起き、アレルゲン性を残したたんぱく質が吸収されてしまい起きると考えられている。

※給食喫食後の運動（体育、クラブ活動、部活動、昼休み等）では注意が必要である。

口腔アレルギー

花粉アレルゲンに対する IgE 抗体が、果物や野菜アレルゲンにも反応するために起こる即時型アレルギーで、アレルゲンが消化されると反応しなくなるため、ふつうは口の中がピリピリしたりかゆくなったりするだけの症状だが、大量に食べて全身症状が出てしまうこともある。

【症状】

最も頻度の高い症状は皮膚症状で、次いで呼吸症状が多い。重篤な場合はアナフィラキシーショックを起こす。皮膚症状は摂取後数分以内に起こることが多い。呼吸器症状を起こす原因食物は、牛乳・小麦・卵の順に多い。消化器症状は数分から2時間後に生じる。

これらの症状の中でも特に注意すべき症状は、★印のついた「呼吸器の症状」「消化器の症状」「循環器の症状」「神経の症状」です。これらの症状がみられた場合、迅速な対応（エピペン[®]の使用や救急車要請・搬送など）が必要になることもある。

食物アレルギーの症状

皮膚の症状	かゆみ、蕁麻疹、赤み（紅斑）
目の症状	結膜の充血、かゆみ、まぶたの腫れ
口・のどの症状	口・のどの中の違和感、イガイガ感、唇・舌の腫れ
鼻の症状	くしゃみ、鼻汁、鼻づまり
消化器の症状 ★	腹痛、吐き気、嘔吐、下痢
呼吸器の症状 ★	声がかすれる（嗄声）、犬が吠えるような咳、のどがしめ付けられる感じ（咽頭絞扼感）、咳、息が苦しい（呼吸困難）、ゼーゼー・ヒューヒューする（ぜん鳴）、低酸素血症
循環器の症状 ★	脈が速い（頻脈）、脈が触れにくい・脈が不規則、手足が冷たい、唇や爪が青白い（チアノーゼ）、血圧低下
神経の症状 ★	元気がない、ぐったり、意識もうろう、不機嫌、尿や便を漏らす（失禁）

「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2021 改訂版」（独立行政法人環境再生保全機構）より引用

【治療】

「原因となる食物を摂取しないこと」が唯一の治療（予防）法である。

そして、万一症状が出現した場合には、速やかに適切な対応を行うことが重要である。蕁麻疹などの軽い症状に対しては抗ヒスタミン薬の内服や経過観察により回復することもあるが、ゼーゼー・呼吸困難・嘔吐・ショックなどの中等症から重症の症状には、アナフィラキシーに準じた対応が必要である。

（2）アナフィラキシーとは

【定義】

アレルギー反応により、蕁麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言う。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味する。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や物理的な刺激などによって起こる場合があることも知られている。

【原因】

児童生徒の起こるアナフィラキシーの原因のほとんどは食物であるが、それ以外に昆虫刺傷、医薬品、ラテックス（天然ゴム）などが問題となる。

【症状】

皮膚が赤くなったり、息苦しくなったり、激しい嘔吐などの症状が複数同時にかつ急激にみられるが、もっとも注意すべき症状は、血圧が下がり意識の低下がみられるなどのアナフィラキシーショックの状態である。迅速に対応しないと命にかかわることがある。

【治療】

具体的な治療は重症度によって異なるが、意識の障害などがみられる重症の場合には、まず適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにする。そして、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じ一次救命措置を行い、医療機関への搬送を急ぐ。

アドレナリン自己注射薬である「エピペン®」（商品名）を携行している場合には、出来るだけ早期に注射することが効果的である。アナフィラキシー症状は急激に進行することが多く、最低1時間、理想的には4時間は経過を追う必要がある。経過を追う時は片時も目を離さず、症状の進展がなく改善している状態を確認する。

治療を受けるなど初期症状が改善した後に再度アナフィラキシー症状が出現することがある。これは二相性反応といわれ、1～20%の頻度で出現する。多くは8時間以内に発症するが、中には72時間後に発症したという報告もあり¹⁾、初期症状が改善した後も十分注意が必要である。

1) Tole JW, Lieberman P: Biphasic anaphylaxis: Review of incidence, clinical predictors, and observation recommendations. Immunol. Allergy Clin. North Am. 27: 309-326, 2010.

(3) 食物アレルギーと間違えやすい症状

食物が引き起こす有害な反応でも、サルモネラなどの食中毒や牛乳を飲むとおなかのごろごろする乳糖不耐症は、過剰な免疫反応によるものではないため、食物アレルギーではない。

食中毒	例) 細菌やウイルスなどの病原体で汚染された食品やフグやキノコなどの自然毒を摂取した場合、複数の人に同時に発症することが多い。
食物不耐症 (特定のヒトに起きる不利益な過敏反応であることは食物アレルギーと類似しているが、抗原特異的な免疫学的機序が関与していない点が異なる。)	代謝性疾患： 乳糖不耐症（乳糖を消化する酵素の欠乏あるいは活性の低下のために牛乳・乳製品を摂取すると下痢をする。）
	薬理活性物質（以前は仮性アレルギーと呼ばれていた） 例) 一部の野菜や果物に含まれる薬理活性物質による過敏反応（下表）
	毒性：ヒスタミン中毒 例) サバのような傷みやすい魚の場合は、鮮度の低下により魚肉中にヒスタミンが産生されアレルギーと似た症状を起こす。
	亜硫酸塩 例) ワインなどに含まれる亜硝酸塩によって蕁麻疹、腹痛、下痢、呼吸困難などの症状が出現することがある。

野菜・果物中の薬理活性物質の例

ヒスタミン	ほうれんそう、トマト、とうもろこし など
セロトニン	トマト、バナナ、キウイフルーツ、パイナップル など
アセチルコリン	なす、トマト、たけのこ、里いも、大和いも、クワイ など
ニコチン	じゃがいも、トマト など
サリチル酸化合物	トマト、きゅうり、じゃがいも、いちご、りんご など

「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2021 改訂版」（独立行政法人環境再生保全機構）より引用

※食物アレルギー以外による給食停止等については、Q & A (P. 11) を参照してください。

(4) 容器包装された加工食品のアレルギー表示について

加工食品による食物アレルギー症状を起こす被害を防ぐため、容器包装されている加工食品には、原材料として含まれているアレルゲンを表示することが食品表示法により定められており、限られたスペースの中で正しい情報を伝えるため、様々なルールが設けられている。

①表示されるのは「特定原材料7品目」と「特定原材料に準ずるもの21品目」に限られている。

・特定原材料に準ずるもの21品目の表示は、義務ではないため、表示されないことがある。

②表示の義務はアレルゲンのたんぱく質濃度を基準に定められている。

・表示義務があるのは、加工食品中のアレルゲンのたんぱく質濃度が数 $\mu\text{g/g}$ 以上のものに限る。

加工食品中のアレルゲン濃度が、表示義務濃度以下であっても、1食分を摂取すると症状が誘発されることがある。

③代替表記、拡大表記が認められている。

・特定原材料と同じものであることが理解できる表示として「代替表記」「拡大表記」が認められており、これらには特定原材料名が明記されないため、見落としに注意する。

〔代替表記の例：「卵」→「玉子」、「落花生」→「ピーナッツ」、「乳」→「ミルク」、「バター」

〔拡大表記の例：「卵」→「ハムエッグ」、「乳」→「アイスマルク」、「乳糖」

アレルギー表示について（消費者庁）

根拠規定	特定原材料等の名称	理由	表示の義務
食品表示基準 (特定原材料 7品目)	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、 落花生（ピーナッツ）	特に発症数、重篤度から勘案して 表示する必要性の高いもの。	表示義務
消費者庁 次長通知 (特定原材料に 準ずるもの 21品目)	アーモンド、あわび、いか、いくら、 オレンジ、カシューナッツ、 キウイフルーツ、牛肉、くるみ、 ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、 バナナ、豚肉、まつたけ、もも、 やまいも、りんご、ゼラチン	症例数や重篤な症状を呈する者 の数が継続して相当数みられる が、特定原材料に比べると少ない もの。特定原材料とするか否かに ついては、今後、引き続き調査を 行うことが必要。	表示を推奨

2 土浦市の学校給食における食物アレルギー対応

(1) 学校給食における食物アレルギー対応の大原則

- ① 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。
そのためにも、安全性を最優先とする。
- ② 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ③ 「学校のアレルギー疾患に関する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ④ 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ⑤ 学校及び学校給食センターの施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- ⑥ 教育委員会は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」より

(2) 学校給食における食物アレルギー対応の基本方針

(学校給食における食物アレルギー対応の原則的な考え方)

① 最優先は“安全性”

学校給食で最優先されるべきは、“安全性”である。従来の、栄養価の充足やおいしさ、彩り、そして保護者や児童生徒の希望は、安全性が十分に確保される方法で実施する。

② 二者択一の給食提供

“安全性”確保のために、原因食物を「提供するかしないかの二者択一」を原則的な対応とする。

二者択一とは、牛乳アレルギーの例では、牛乳・乳製品を全て除去する**完全除去**を行うか、他の児童生徒と同じように**全ての牛乳・乳製品を提供する**か、いずれかの対応となる。

③ 二者択一した上での給食提供

対応食を二者択一した上で提供する給食には、代替食と除去食がある。代替食は、除去食よりきめ細かな対応が必要となるため、安全性が担保できない時は除去食対応を選択することになるが、本来の学校給食における食物アレルギー対応の理想的な提供方法は代替食である。

代替食の場合、完全除去した献立に代替する献立・食材を加える。ただし、アレルギー対応献立はできる限り最小限に集約して調理するようにし、最小限の代替食を「提供するかしないかの二者択一」とする。

(3) 学校給食における食物アレルギー対応の実施基準

- ① 医師の診察・検査(可能な限り食物負荷試験)により「食物アレルギー」と診断され、医師から、特定の食物に対して対応の指示があること。
- ② 基本的に1年に1回は受診し、毎年「**学校生活管理指導表(※1)**」を提出していること。
- ③ 「**校内食物アレルギー対応委員会(※2)**」の協議により、原因食品を除いた給食の実施決定があること。
- ④ 食物アレルギー対応依頼書(様式8)の提出があること。
- ⑤ 家庭でも当該原因食品の除去を行っていること。



(※1) 学校生活管理指導表については、P.10を参照してください。

(※2) 校内食物アレルギー対応委員会については、P.18を参照してください。

- ❖ 「学校生活管理指導表」の提出を求める理由は、除去すべき原因食物の診断根拠をもとにして除去食物を決定するのに必要なためです。総合的な判断により除去食物を決定することで、除去食物をしばらく込み、対応が必要な児童生徒に確実に提供することをねらいとして、「学校生活管理指導表」を運用することとしています。
- ❖ 上記の実施基準は、学校給食でのアレルギー対応(レベル1~レベル4)を希望する児童生徒が対象となります。レベル別の詳細についてはP.8~9を参照してください。
- ❖ 専門医療機関については、資料編「アレルギー専門医療機関等の情報提供について」(資料3)を参照してください。

(4) 学校給食における食物アレルギー対応の内容

① 学校給食の対応レベル（詳細はP. 8～9を参照してください。）

レベル1：詳細な献立表による対応
レベル2：弁当対応（完全弁当対応と一部弁当対応の2種類がある）
レベル3：除去食対応（土浦市では実施していません）
レベル4：代替食対応（乳卵同時除去、除去した食材・献立への代替提供）

② 学校給食で使用しないアレルゲンについて

「そば」「落花生」「アーモンド」「あわび」「いくら」「カシューナッツ」「くるみ」「まつたけ」については、土浦市の学校給食では提供しません。

③ 弁当対応の考慮対象

以下の（ア）・（イ）に該当する場合には、安全な給食提供は困難なため弁当対応をお願いします。

（ア）極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

a)～f)について対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応となります。

a) 調味料・だし・添加物の除去が必要

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・味噌
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称：肉だんご
 原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ（小麦を含む）、香辛料（小麦を含む）、酵母エキス、調味料（アミノ酸、核酸）

【小麦の場合】
 このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

<p>【注意喚起表示の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同一工場、製造ライン使用によるもの 「本品製造工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」 ○原材料の採取方法によるもの 「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」 ○えび、かにを補食していることによるもの 「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」
--

c) 多品目の食物除去が必要

d) 食器や調理器具の共用ができない

e) 油の共用ができない

f) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

※ a)～f) に該当する場合、主治医にこれらの対応が必要であるか改めて確認してください。

（イ）学校での個別対応が難しい場合

※ 単に「エピペン®を所持している」や、「アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往がある」という理由のみで弁当対応にする必要はありません。

【学校給食の対応レベル】



レベル1：詳細な献立表による対応

「献立内容一覧表」及び「原料配合表」を家庭へ事前に配布し、保護者と児童生徒が確認する。それをもとに保護者が指示し、児童生徒及び担任で確認後、学校給食から原因食品を除外しながら食べる。すべての対応の基本であり、レベル2でもレベル1の対応は実施する。

対 象	ポイント	
○比較的症状が軽く、本人が対象食材を取り除くことができる場合	<p>①給食センターは、食材納入業者にアレルギー食品に関する資料提供を依頼し内容確認をする。(必ず複数の関係者で確認を行う。)</p> <p>作成した「献立内容一覧表」と「原料配合表」を学校へ配布する。</p> <p>②学校(担任・給食主任・栄養教諭等)は「献立内容一覧表」と「原料配合表」を保護者に配布する。</p> <p>③保護者と児童生徒は、献立表をもとに除去する食品を確認する。(必ず児童生徒本人も確認する。)</p> <p>④保護者は、除去する食品を確認した献立表を学校に報告する。</p> <p>⑤児童生徒は、各自でアレルギー食材を除去し喫食する。 学級担任などが除去するのではなく、自ら除去することが前提となる。</p> <p>④低学年の場合は、自分で除去することが困難な場合がある。 この場合、面談等で確認し、弁当持参するのが望ましい。</p>	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・最も誤食事故が起きやすい対応のため、特に学級担任は除去する食品と学校給食の内容を日々確認する。 ・学級担任が不在の場合の対応を明確にしておく。 ・一緒に会食する他の児童生徒にも配慮する。 	学校 学級担任 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーのために食べられない献立は、必ず子どもと一緒に献立表で確認し、何が食べられないかを子どもに知らせる。 	保護者

レベル2：弁当対応(完全弁当対応または一部弁当対応)

学校給食において、自分で原因食品を除外することが困難な場合に行う。

対 象	ポイント	
○アレルギーの種類が多い、重篤なアレルギーを持っているなどの理由で、給食を食べることが出来ない場合	<p>①完全弁当対応：すべての給食において、弁当を持参する。</p> <p>②一部弁当対応：除去が困難な食品及び料理のみ持参する。 レベル1やレベル4であっても、献立によっては弁当持参とするなど、柔軟な対応をとる。</p> <p>③重症度に応じて、給食当番や片付けにも配慮が必要である。</p>	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の内容を把握し、誤食事故が起きないように注意する。 ・他の児童生徒に理解を図り、アレルギーを持つ児童生徒が精神的負担を感じないように配慮する。 ・給食当番に、食物アレルギーを有する児童生徒が食べられる学校給食と、原因食品を接触させないように指導する。 	学校 学級担任 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・持参する容器には必ず学年、クラス、氏名を記入する。 	保護者

レベル3：除去食対応

土浦市では実施していません。

※「除去食」は、調理過程で特定の原材料を除いた給食を提供することをいう。

土浦市の給食では、除去した食材に対して、代替りの食材を加えたり、調理法を変えるなどして給食を提供する「代替食」を実施します。

レベル4：代替食対応（乳・卵同時除去、代替提供）

医師からの指示によって家庭で除去食等の食事療法を行い、学校給食でも対応が可能と判断した場合、代替食を提供する。

対 象	ポイント	
○医師から乳もしくは卵の除去を指示され、家庭で除去等の食事療法を行っている場合	①乳と卵のどちらも除去した献立とする。 ②除去により栄養価が不足すると判断した場合には、食材の追加や代替品の提供をする。 ③代替食用献立表を事前に保護者に提示し、給食センター（栄養教諭・学校給食センター栄養士）と保護者で献立内容を確認する。 ④誤食防止のため、おかわりは禁止とする。	
留意点	・代替食の内容を把握し、誤食事故が起きないように注意する。 ・対象児童、生徒に届くまでのチェック体制を共通理解し、誤配膳を防ぐ。	学校 学級担任 等
	・献立の内容を確認する。	保護者
	・代替食が乳と卵の同時除去食を基本としているため、どちらか一方のアレルギーの場合には、本来なら摂取できる食品まで除去されていることによる影響（栄養面等）について、保護者に説明し、家庭での対応を伝える。	栄養教諭 学校給食 センター 栄養士

【代替食の提供内容】

- (ア) 乳・卵の同時除去となり、どちらか一方のアレルギーの場合も、乳・卵の両方が除去されます。
- (イ) 通常食の児童生徒と違う献立を喫食する場合があります。
- (ウ) 主食はごはんを提供します。
- (エ) 牛乳及び発酵乳の代わりに豆乳を提供します。
- (オ) 乳・卵いずれかが含まれている食品は除去し、必要に応じて食材の追加、代替品の提供をします。

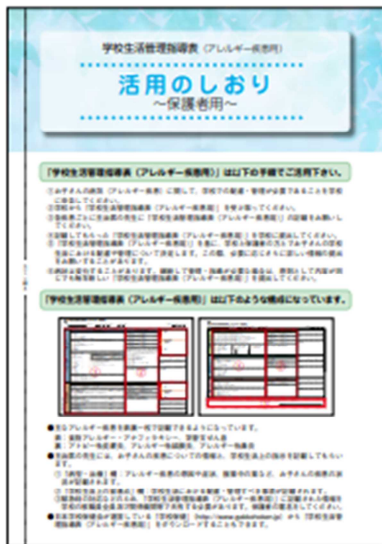
(5) 学校生活管理指導表について

学校におけるアレルギー対応は、(公財)日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(令和元年度改定)による対応を基本とし、学校での対応を求める児童生徒については、医師の診断による学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の提出を求めることとされている。学校生活管理指導表の提出を必須とすることで、対応の必要な児童生徒が限定され、効率的で適切な対応を実現することができる。

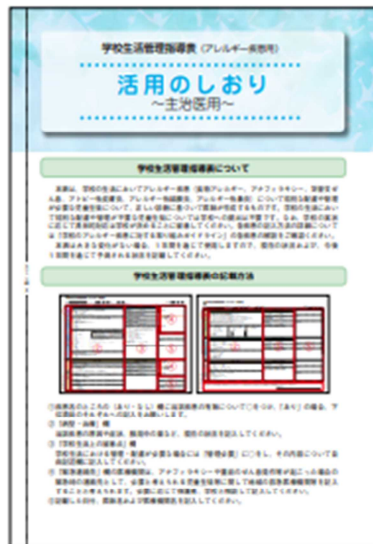
※ 管理指導表が円滑に活用されるためには、保護者や児童生徒本人、主治医、学校医などの関係者が、その活用方法などを正しく理解することが必要となります。

(公財)日本学校保健会が運営している「学校保健」(<http://www.gakkohoken.jp>)からは、保護者・主治医・教職員向けの説明資料をダウンロードすることができます。

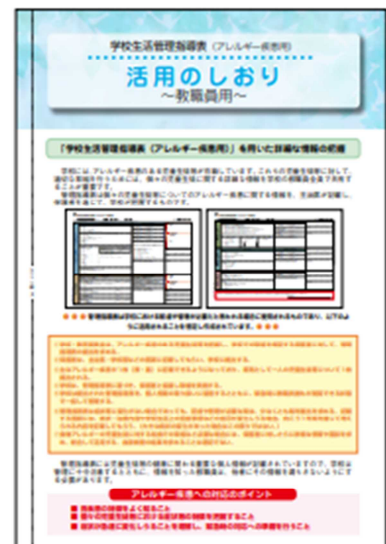
【学校生活管理指導表活用のしおり】



(保護者用)

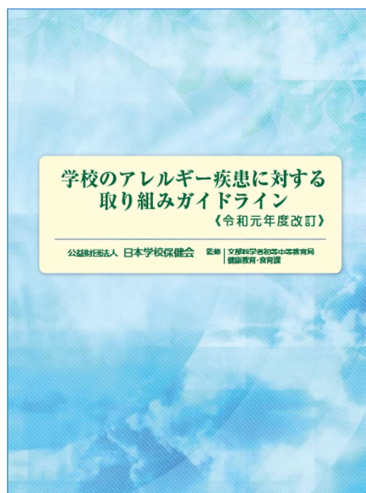


(主治医用)



(教職員用)

【学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年度改定)】



公益財団法人 日本学校保健会

〔 監修 文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 〕

(6) Q & A

Q 1 血液検査で陽性だったものはすべて除去しなければいけませんか？

A 1 血液検査が陽性だったとしても、必ずしもアレルギー症状が出るとは限りません。本当に症状を引き起こすかどうかを診断するには、詳細な問診や食物経口負荷試験が必要です。適切な除去を行うためには、医師によく相談して指示、指導を受けることが必要です。

Q 2 学校生活管理指導表は毎年提出する必要がありますか？

A 2 年1回の医療機関受診と学校生活管理指導表の提出が必要です。学校生活管理指導表は、除去すべき原因食物の診断根拠をもとにして、除去食物を決定するのに必要なものです。総合的な判断により除去食物を決定することで、除去食物をしぼり込み、対応が必要な児童生徒に確実に提供することをねらいとしています。

(「学校生活管理指導表」を医師に記入してもらう際には、診断書同様に文書料がかかります。)

Q 3 「そば」「落花生」「アーモンド」「あわび」「いくら」「カシューナッツ」「くるみ」「まつたけ」アレルギーの場合、管理指導表は必要ですか？

A 3 給食では提供されない(R5年4月～)ため原則必要ありませんが、学校行事等で配慮が必要な場合は学校とよく相談してください。

Q 4 学校給食で食物アレルギーの対応を開始するためには、どのようにすすめればよいですか？

A 4 「4 食物アレルギーのある児童生徒の把握・取組・実施まで」の流れに沿ってすすめます。
(P20～22参照)

申請により、保護者と学校(管理職、養護教諭、栄養教諭、保健主事、給食主任等)、学校給食センター(栄養士)で面談を実施し、それを踏まえて、校内食物アレルギー対応委員会により対応を決定します。

Q 5 食物アレルギー以外の疾病等(乳糖不耐症、糖尿病、宗教上の理由等)により、給食対応が必要な場合は、どのように申請すればよいですか？

A 5 「疾病等による対応者一覧表」の提出をお願いします。

一覧表の様式は、「全小中学校共有>☆学校給食>12 疾病等による申請様式」に保管しています。

学校給食の全部又は一部の提供を停止する場合は、「土浦市学校給食提供停止申出書」(様式第6号)を学校給食センターに提出してください。



- Q 6 弁当対応を行っている児童生徒が持参した弁当について
- ・給食までの間、学校の冷蔵庫で保管してもよいですか？
 - ・喫食前に学校の電子レンジで温めてもよいですか？

A 6 学校給食を提供するにあたり、事故が起こらないような対応が前提となります。
しかし、各学校の状況（施設面）や、児童生徒の個々の状況によって対応が異なってくるため、全校で対応を統一することは難しいと考えます。
下記の点を参考にいただき、校内検討委員会で検討した上で、保護者と十分に共通理解を図り対応をお願いします。その際、状況により、途中で対応が変わる可能性があることも伝えておくことをおすすめします。

【冷蔵庫保管・電子レンジで温めることのメリット】

- ・温かいものは温かく、冷たい物は冷たく食べることができる。
- ・食中毒予防になる。 ・給食を安全に保管できる。
- ・学級担任以外に、他の職員が関わるため、多数の目で確認ができる。

【電子レンジで温めることのデメリット】

- ・取り違いや異物混入の可能性がある。
- ・対応者が多い時には、温めることに時間がかかり、喫食時間が短くなる可能性がある。
- ・温めた後、すぐに蓋をすると、蓋が開かなくなり食べられないこともある。

【電子レンジで温めない場合の代替え案として】

- ・スープジャーなど保温できる容器を保護者に用意してもらう。
その場合、冷蔵庫以外での保管場所を用意する。

- Q 7 食物アレルギーによる給食対応をしている児童生徒について、給食の「おかわり」をしてもよいですか。

A 7 児童生徒の個々のアレルギーの状況や環境によって、対応が異なります。給食のおかわりの判断は、保護者と学校で相談の上、行ってください。
マニュアルでは、調理器具類の共用ができない場合は重症者となるため、弁当対応が検討されるべきとされています。トングの取り違いを危惧するような重篤なケースは、給食を摂ることは難しく、弁当対応となります。

- Q 8 個別面談（2回目）の実施について、省略することができますか。

A 8 1回目の個別面談後に、校内検討委員会で対応を決定します。（この流れは必須です。）
2回目の個別面談（対応内容の保護者へ知らせる）は、状況に応じて書面のやりとりでも可能です。しかし、校内検討委員会を省略し、1回目の個別面談のみで完結することはできません。

【代替食の検食について】

Q 9 検食の量が（検食としては）多くないでしょうか？

残食分がもったいないので、量を減らしていただいても良いかと思えます。

A 9 検食については、小学校へは小学生（中学年）の給食1食分、中学校へは中学生の給食1食分をお届けしています。

理由は、「学校給食衛生管理基準」（文科省告示第64号）に基づき、「一食分としてそれぞれの食品の量が適当か」が、検食の際のチェック項目の1つになっているからです。

検食が済みましたら、残菜は容器に入れたままで戻してください。

なお、検食のチェック項目は次の通りです。

【参考】検食時のチェック項目

- ・食品の中に人体に有害と思われる異物の混入がないか。
- ・加熱（冷却）の処理は適切に行われているか。
- ・食品に「異味」「異臭」はないか。
- ・一食分としてそれぞれの食品の量は適当か。
- ・味付け、香り、色彩並びに形態等は適当か。

Q 10 検食の記録は必要ですか？

A 10 検食は、「学校給食衛生管理基準」（文科省告示第64号）に基づき行っております。

基準では、上記A9【参考】のチェック項目についてご確認いただき、検食を実施した時間、検食者の意見等、検食の結果を記録することになっています。

また、検食の記録については、各学校において1年間保管してください。

（給食センターへの提出は必要ありません。）

Q 11 検食の残り分（残菜）は、どのように戻したらよいですか？

A 11 残菜は、そのまま容器に入れてお戻しください。

給食センターでは、アレルギー対応給食は、調理から洗浄・消毒まで、全て専用のコーナーで作業しています。

給食センターに戻ってきた「アレルギー除去食用の食器類」は、「専用の洗浄機」で洗浄した後、「専用の消毒保管庫」に入れて消毒し、そのまま翌日まで保管しています。

分類	No	質問	回答
エ ピ ペ ン ® 関 係	1	<p>児童生徒が学校にエピペン®を持ってきた場合、保管場所はどこが適していますか。また、夏・冬の時期等、保管する際に気をつける必要はありますか。</p> <p>※エピペン®：アドレナリン自己注射薬</p>	<p>エピペン®の保管場所については、学校が保管場所を提供して管理する場合と児童生徒が自分で所持し管理する場合があります。保管場所は、エピペン®の注射が必要になったときに速やかに現場へ持参できる利便性と、他の児童生徒がエピペン®に触れ、誤射等の事故が起きないような安全性を考慮して決める必要があります。また、学校で保管場所を提供する場合は、受け渡しをする際に児童生徒の負担にならないような配慮が必要です。</p> <p>エピペンは光で分解しやすいため、日光の当たる場所を避け、携帯用ケースで15～30℃の状態での保存するのが望ましいです。夏場にエピペン®を持ち歩く際は、保冷バックに入れるなどの工夫が必要です（凍結を避ける）。また、使用期限にも注意する必要があります。</p>
	2	<p>エピペン®を、健康な児童生徒に間違えて打ってしまった場合、どうなりますか。</p>	<p>健康な児童生徒にエピペン®を誤って打ってしまった場合には、顔面蒼白、ほてり感、心悸亢進、手の震えなどの症状が起きますが、あくまでも一時的な現象です。安静にしていれば、15分程度で元の状態に戻ります。エピペン®注射液の主成分はアドレナリンと呼ばれ、私たちの体内にある副腎髄質というところで作られるホルモンの一種です。緊張したときにドキドキする原因の体内物質です。</p> <p>健康な児童生徒に打つことがないように、きちんと指導することが大切です。</p>
	3	<p>AED同様に、エピペン®を学校に備えておくことはできませんか。</p>	<p>エピペン®は、個人に処方されるものなので、不特定多数の子供に使うためにあらかじめ備えておくことはできません。</p>
	4	<p>エピペン®が2本目処方されている場合、2本目を打ってもよいのでしょうか。</p>	<p>エピペン®が2本処方されている場合は、あらかじめ、2本目の扱いについて、処方医に確認するようにしてください。原則としては、「学校における食物アレルギー対応の手引き」P17にあるように、エピペン®を使用し、10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用します。</p>
	5	<p>本人や保護者以外の者がエピペン®を打つ場合、同意書は必要ですか。</p>	<p>教職員がエピペン®を使用するのは緊急時の対応であるので、事前の依頼書や同意書の作成までは必要ありません。ただし、事前に医師（主治医・校医）や保護者とエピペンの取り扱いについて話し合い、保護者同意のもとに全職員で情報を共有しておく必要はあります。</p>
	6	<p>いざというときに、生徒Aに処方されたエピペン®を生徒Bに使用することは可能ですか。</p>	<p>個人に処方されているものなので、他の生徒に使用することはできません。</p>

分類	№	質 問	回 答
学校生活管理指導表関係	7	学校生活管理指導表の文書料はいくらですか。	学校生活管理指導表は健康保険の適用にならず、自由診療の位置づけとなるため、文書料が発生します。料金を決定するのは医療機関ですので、無料の医療機関もあれば有料の医療機関もあります。
	8	学校生活管理指導表は、学校に特別な対応を望む児童生徒に提出をお願いすればいいのですか。(自分で除去できるので配慮を求めない場合はどうすればいいですか。)	学校生活管理指導表は、アレルギー疾患により学校生活の中で特別な配慮が必要な児童生徒が提出すべきものです。児童生徒が自分で除去できるといっても、食品にはアレルゲンとなる物質が目に見えない形で入っていることがあり、前もって詳細な献立表を渡す等の対応が必要となります。食物アレルギーのある児童生徒の保護者には学校生活管理指導表の提出を求め、食物アレルギー対応委員会等で対応について検討し、共通理解を図っておく必要があります。
	9	学校生活管理指導表は、なぜ必要なのでしょう。毎年、提出しなければならないのでしょうか。なかなか、強くお願いできません。	アレルギー疾患のある児童生徒の学校生活をより安心して安全なものとするためには、学校は個々の児童生徒のアレルギー疾患についての詳しい情報を把握する必要があります。そのために、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)が作成されました。また、アレルギー疾患は、症状が緩和したり、悪化したり、または新規に発症することもあります。したがって、学校生活管理指導表は少なくとも1年に1回は、提出を求める必要があります。学校生活管理指導表が円滑に利用されるためには、保護者や児童生徒本人、主治医、学校医などの関係者にその活用方法などを正しく理解してもらうことが必要となります。公益財団法人日本学校保健会が運営している「学校保健ポータルサイト」から、保護者・主治医・教職員に向けて学校生活管理指導表の活用について説明した「活用のしおり」をダウンロードすることができるので参考にしてください。
	10	学校生活管理指導表を提出せずに、「本人が除去するので、その確認を担当にお願いしたい」という場合、どのようにすればいいですか。	担任が除去する食品を確認するためにも、アレルギー疾患に関する詳細な情報が必要です。また、担任が不在の時もあるので、全職員で情報を共有する必要もあります。そのためには、学校生活管理指導表が必要であることを説明し提出を求めてください。
	11	学校生活管理指導表の内容で、「保護者と相談」という欄があるが、具体的にはどのように考えればよいですか。	アレルギー疾患があり特別な配慮と管理を必要とすることを把握した時点で、学校生活管理指導表を基に保護者と個別面談を行います。個別面談のねらいは、対象の児童生徒の情報を詳細に得ること、申請内容を正しく把握すること、保護者に学校給食の提供までの流れや学校及び調理場の現状を理解してもらうことです。個別面談は、保護者に最終的な対応方針を理解してもらい良好な関係を築く場にもなります。面談で得た情報を基に、「食物アレルギー児童生徒個別支援プラン」等を作成します。

分類	№	質 問	回 答
医療機関・専門医	12	小児のアレルギー専門医はどこにいますか。 (地域ごとに知りたい)	一般社団法人日本アレルギー学会ホームページの「専門医について」の「専門医・指導医一覧（一般用）」で検索できますので参考にしてください。
アレルギー 症状・ 対応	13	児童生徒が「エピペン®を打たないで」と言ったときの対応は、どのようにすればいいですか。	「緊急性が高いアレルギー症状」があると判断したときは、児童生徒が「打たないで」と言っても、ただちにエピペン®を使用し救急車を要請する必要があります。適切な対応をするためには、事前に児童生徒・保護者・教職員が話し合い、どんな症状のときにエピペン®を打つか等について児童生徒に理解させておく必要があります。
	14	校外学習での宿泊施設との連携方法について教えてください。	学校は保護者や旅行者からの情報をもとに、どの場面でどのような対応や配慮が必要かを事前に確認しておく必要があります。弁当や菓子類の友達同士のやりとりや自由行動での食事内容にも注意が必要です。宿泊施設から、献立と使用食材・調味料等すべて文書で取り寄せ、必要な対応について事前に確認します。また、症状が出たときの対応について確認するとともに、現地医療機関を受診する際に服用した医薬品名を聞かれることもあるので、記載したものを本人と教職員が携帯するようにします。そばアレルギーのある児童生徒は、そばがらの枕も厳禁なので、宿泊する部屋からすべてのそばがら枕を撤去する必要があります。緊急時の連絡体制・搬送先などについても引率者の共通理解を図っておくことも必要です。
	15	学校医・消防機関等との連携について、教えてください。(具体的な書類等)	学校医は、学校食物アレルギー対策について指導・助言を行います。検診等で来校した際に、学校生活管理指導表や食物アレルギー児童生徒個別支援プラン等を提示し助言をもらう方法もあります。 エピペン®の処方を受けている児童生徒については、保護者の同意を得た上で、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報を提供するなど、日頃より地域の関係機関と連携することにより、緊急時に迅速かつ適切な対応をとることができます。市町村によっては、より適切な対応がとれるように、学校・教育委員会・消防署・医師会が連携を図っている地区もあります。

分類	№	質 問	回 答
アレルギー 症状・ 対応	16	どうやって、食物アレルギー対応委員会を設置すればよいのでしょうか。校内食物アレルギー対応委員会を設置するときの注意点等を教えてください。	<p>学校長のリーダーシップのもと、食物アレルギー対応が必要な児童生徒のため、校内に「食物アレルギー対応委員会」等を組織し、学校の実情に応じて、教職員が積極的に連携・協力して対応できるような体制を構築する必要があります。</p> <p>アレルギー疾患に対する取組のポイントとして、①各疾患の特徴をよく知ること②個々の児童生徒の症状等の特徴を把握すること③症状が急速に変化するを理解し、日頃から緊急時の対応へ準備を行っておくことが必要です。これらのことを理解し委員会が効果的に機能するために、管理職の十分な理解と指揮のもと、学校医を活用しつつ関係職員がそれぞれの立場で協力し、チームとして対応できる体制をつくる必要があります。</p>
	17	エピペン®だけでなく、内服薬も学校で預かって欲しいと要望があった場合、対応の仕方はどのようになりますか。	<p>医療用医薬品を預かることは可能ですが、一定の条件を満たさない限り教職員が学校で預かった医薬品を児童生徒に使用することはできません。学校で医療用医薬品を預かったとしても、児童生徒に対して必要時に渡し、使用したかどうかの確認しかできないことについて、保護者の了解を得た上で預かるようにします。詳しくは、「学校における薬品管理マニュアル」（平成21年7月財団法人日本学校保健会 P26）を参照してください。</p>
給食	18	おかわりの方法については、どのような配慮が必要ですか。	<p>すべての給食においておかわりを制限するのか、原因食品を含む料理のみ制限するのかなど、おかわりのルールについても、事前に決めておく必要があります。</p>
	19	「一定量は摂ることができる」と申請があった場合、学校給食では、どこまで対応する必要がありますか。	<p>安全な給食の提供のためには複雑な対応はせず「対応しない対応」も選択肢のひとつになります。原因食物を「提供するかしないかの二者択一」を原則とすることが望ましいとされています。学校給食における対応は、家庭よりも慎重に行う必要があります。</p>
	20	「詳細な献立表での対応（レベル1）」をしていますが、加工食品等についてのコンタミネーションの情報はどの程度提供すればよいのですか。	<p>学校給食で使用する加工食品等について、コンタミネーションの情報が確認できない場合もあることを、あらかじめ保護者に伝えておく必要があります。</p>
	21	単独調理場方式で行っている地区での学校給食のアレルギー対応は、学校毎に任せていいですか。	<p>学校給食での食物アレルギー対応は、学校単位の取り決めではなく、市町村教育委員会等が、一定の方針を示し、学校を支援することが必要です。</p>
	22	幼児期に一度症状が出たため、食べさせていない食品があるので、給食でも「念のため食べさせないでほしい。」という要望がありました。どうしたらいいですか。	<p>意味のないセット除去（例：牛乳除去なので念のため牛肉も除去）や心配だからとりあえず除去などを行うことは、複雑な作業を増やし、かえって事故を招く危険があります。学校生活管理指導表をもとに、対応する食品数を減らし、正しい診断に基づく必要最小限の除去を基本とします。</p>

3 食物アレルギーのある児童生徒への対応

食物アレルギーのある児童生徒への対応は、児童生徒の食物アレルギーに関する正確な情報を把握し、学校生活での留意点を明確にすることが大切である。

(1) 学校における食物アレルギー対応委員会の設置

○設置の趣旨、委員構成

校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置する。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定する。また校内危機管理体制を構築し、各関係機関と連携や具体的な対応訓練や校内以外の研修を企画、実施、参加を促す。

※食物アレルギーは、既往症のある児童生徒のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食した物に反応する事例も少なからずある。また、転校等で新たに食物アレルギーを有する児童生徒が転入してくることもあるため、現在、食物アレルギーを有する児童生徒がいない学校にあっても体制整備を行う必要がある。

【委員構成例と主たる役割例】

◎委員長 校長（対応の総括責任者）

○委員

- ・副校長・教頭（校長補佐、指示伝達、外部対応）※校長不在時には代行
- ・教務主任（教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応）
- ・養護教諭・栄養教諭（実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止）
- ・保健主事（教務主任・養護教諭・栄養教諭等の補佐）
- ・給食主任（栄養教諭等の補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底）
- ・関係学級担任・学年主任（安全な給食運営、保護者連携、事故防止）

※各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図る。

※必要に応じて、委員会に教育委員会担当者、学校医、学校給食センター栄養士、関係保護者、主治医等を加える。

(2) 面談における確認事項

- ・面談の日程や参加者を決定する。
- ・「食物アレルギー面談票児童生徒個別支援プラン」（様式4）を使用して面談を実施し、児童生徒個別支援プラン案を作成する。
- ・保護者に、教育委員会や学校の基本方針と対応内容について説明し、理解を得る。
- ・代替食対応希望者には、保護者に「代替食について」（資料2）を配布し、代替食について説明する。

※面談は、「学校生活管理指導表」（様式2）や事前に保護者から提出を受けた「食物アレルギーに関する調査票」（様式1）と「食物アレルギー対応面談事前調査票」（様式3）に記載された事項について補うとともに、学校の基本方針を理解してもらうための良好な関係を築く場にもなる。

☆面談の主な項目☆

【聴取する事項】

- ・ アレルギーを起こす原因物質、症状
- ・ 家庭での食事の状況
- ・ 過去の食物アレルギー発症（アナフィラキシーを含む）情報
- ・ 当該児童生徒に対して学校生活において配慮すべき必要事項（給食、調理実習、運動、校外学習、行事等）
- ・ 緊急時の対応、連絡先、かかりつけの医療機関等
- ・ 学級内の児童生徒並びに保護者への当該児童生徒の食物アレルギー情報を提供することについて了解を得ること 等

【情報提供する事項】

- ・ 給食の可否（詳細な献立表による対応、弁当対応（完全弁当対応と一部弁当対応の2種類ある）、代替食対応（乳・卵同時除去、代替献立の提供、主食はごはんを提供、飲料は豆乳を提供）
- ・ 持参する弁当の学校での保管場所、方法
- ・ 薬（エピペン®等）を持参する場合の取扱い（保管場所と使用方法等）
- ・ 緊急時の対応 等

（3）対応の決定と周知

- ・ 「食物アレルギー面談票児童生徒個別支援プラン」（様式4）に児童生徒個別支援プランをまとめ、個々の給食対応の詳細を食物アレルギー対応委員会にて決定する。
- ・ 決定した児童生徒個別支援プランを全教職員間で共有できるよう周知する。
- ・ 保護者に決定内容を伝え、了解を得る。

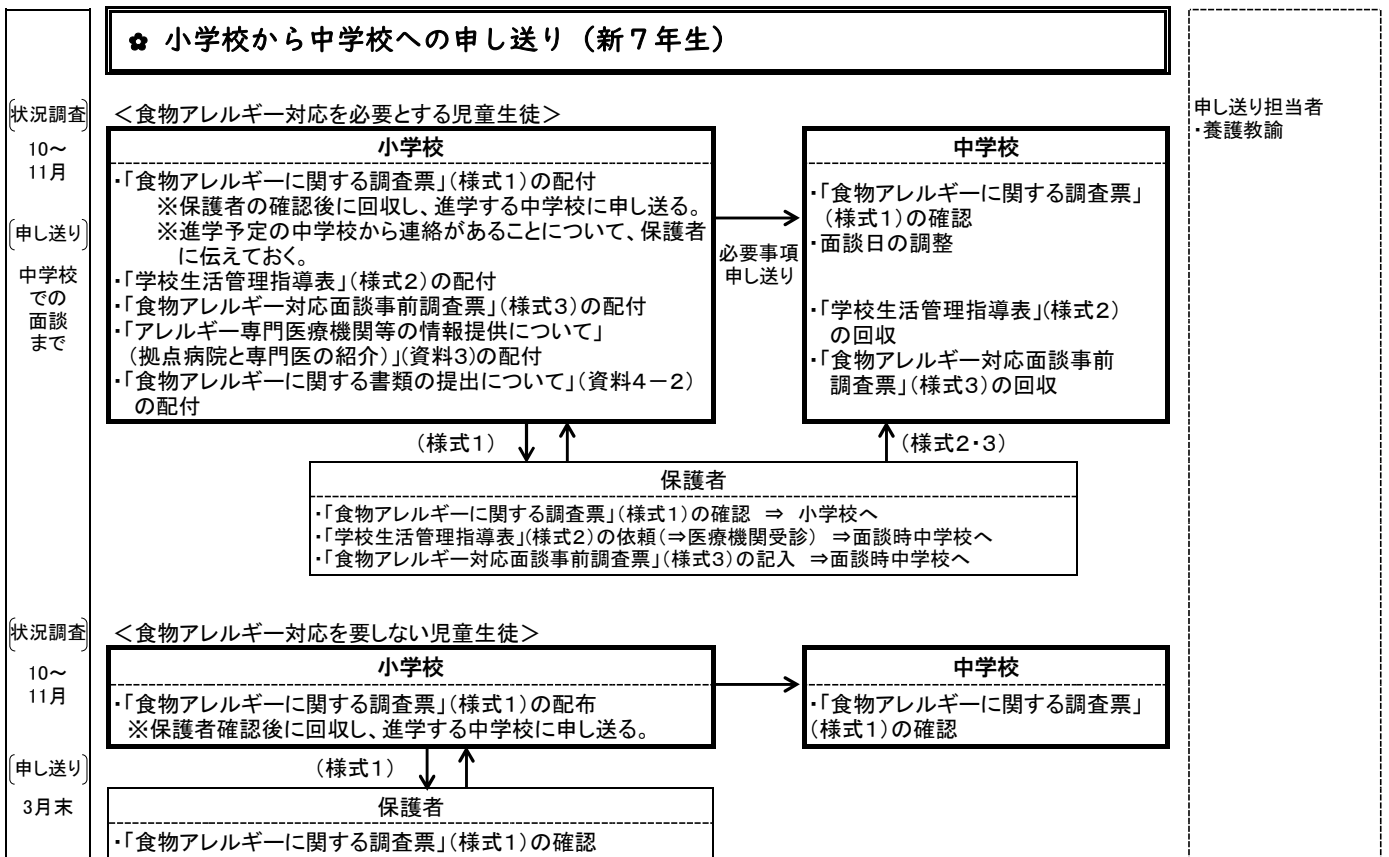
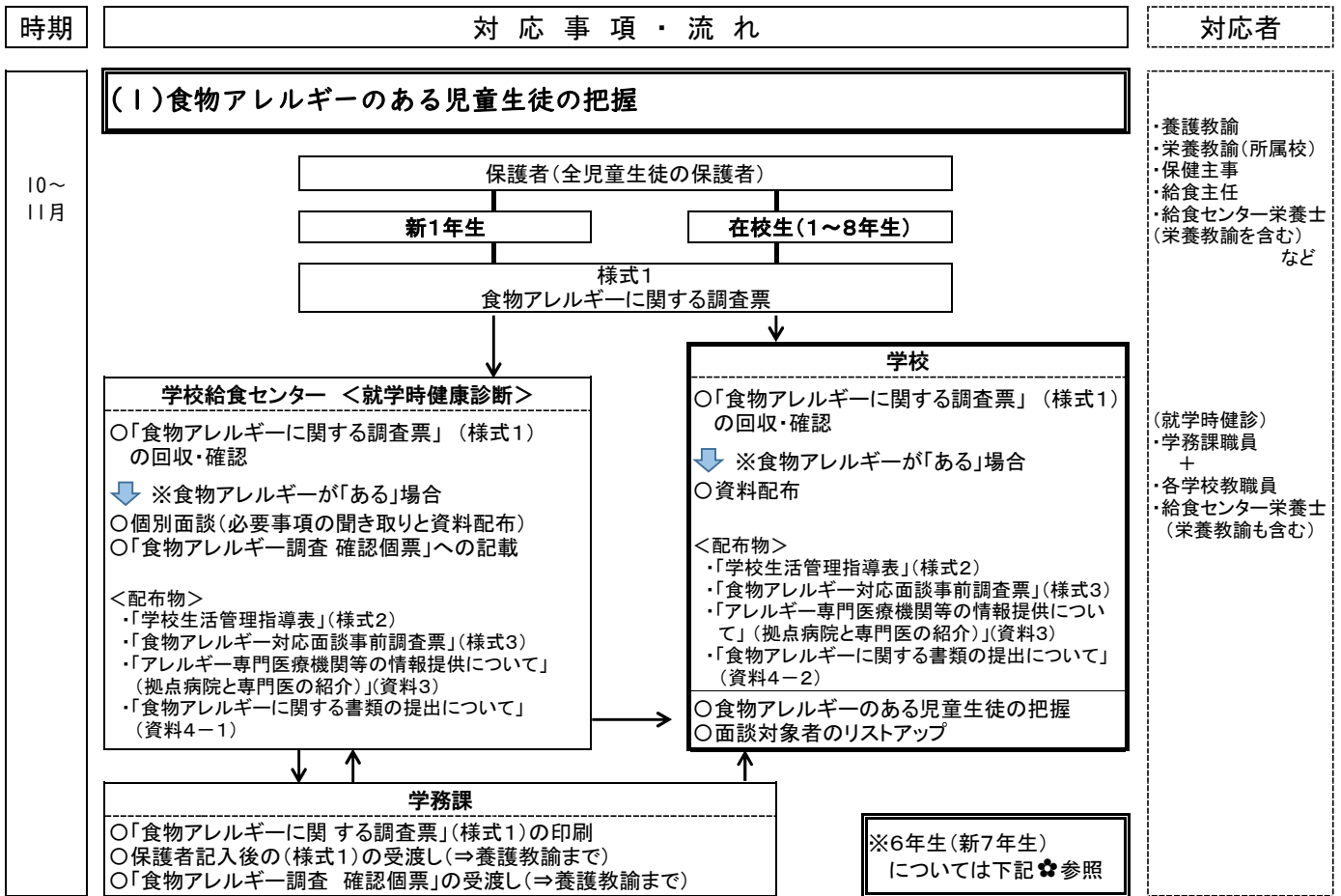
（4）教育委員会への報告

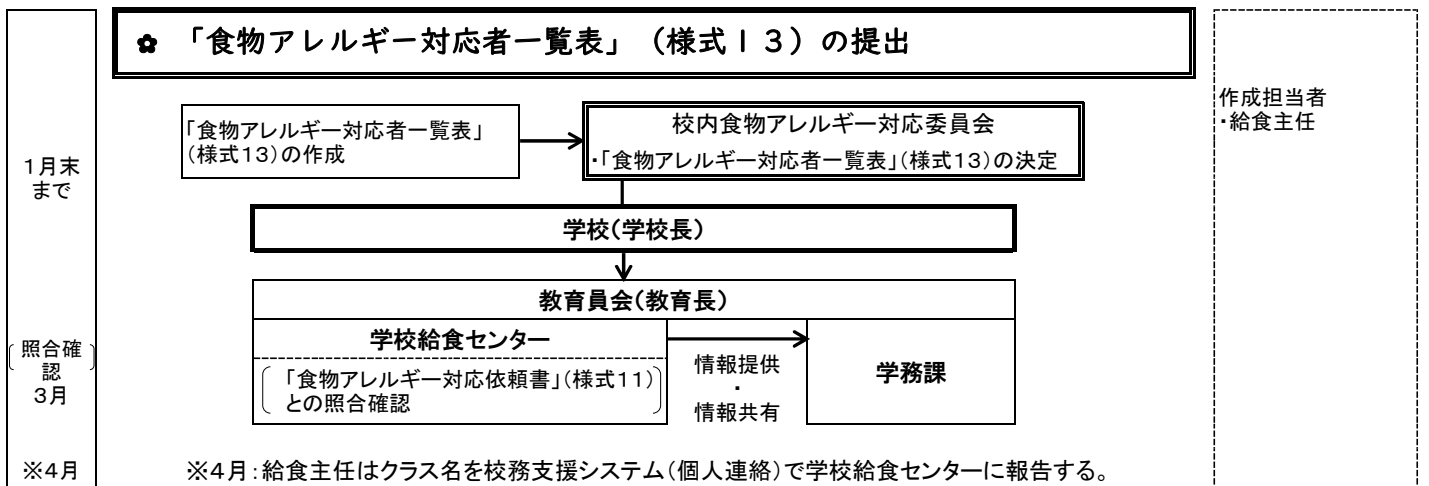
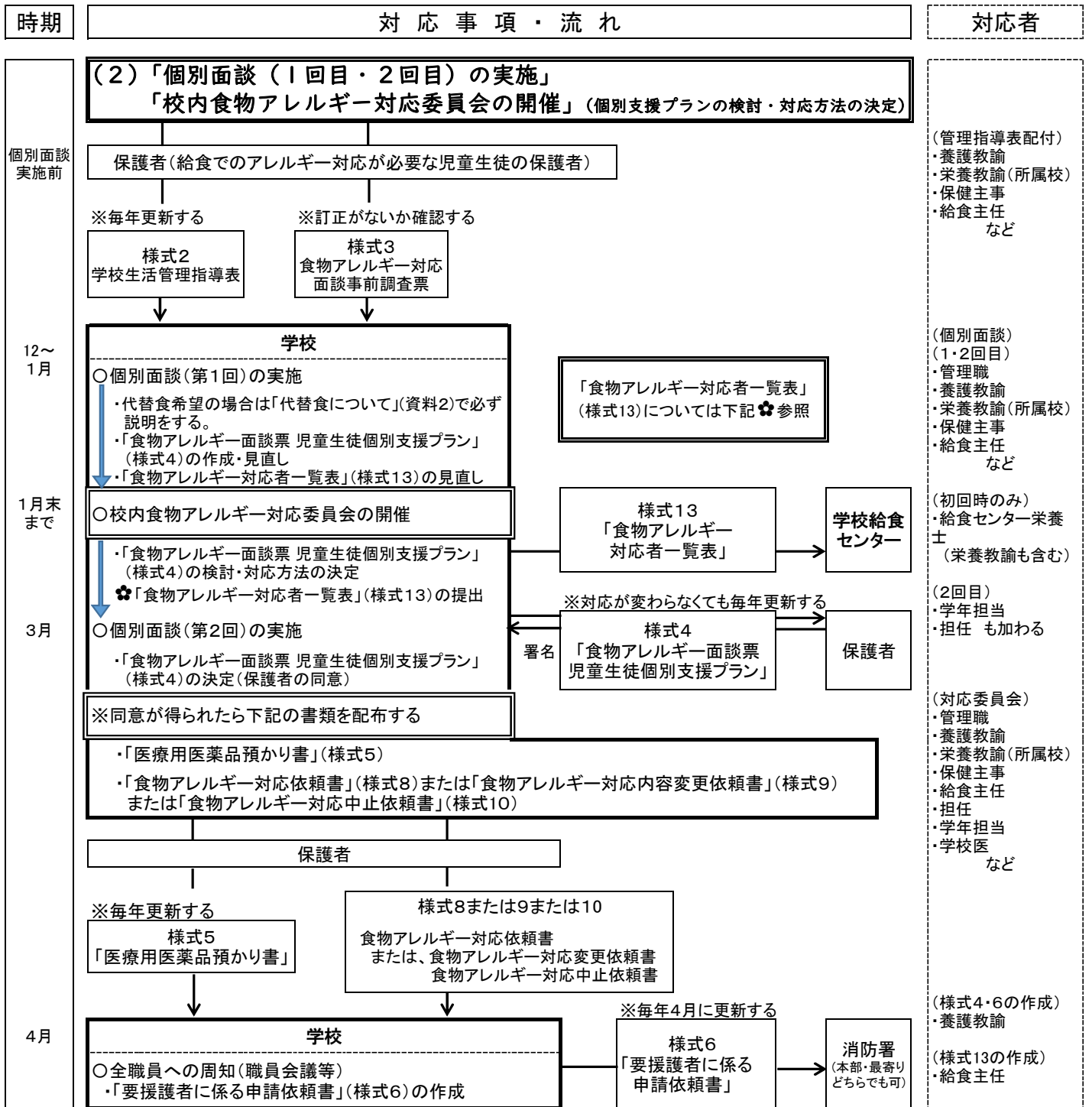
- ・ 食物アレルギー対応委員会で決定した内容を、「食物アレルギー対応内容報告書」（様式11）で報告する。
- ・ 教育委員会は、「食物アレルギー対応決定通知書」（様式12）を学校と保護者に通知する。

（5）事故及びヒヤリハットの情報共有と改善策

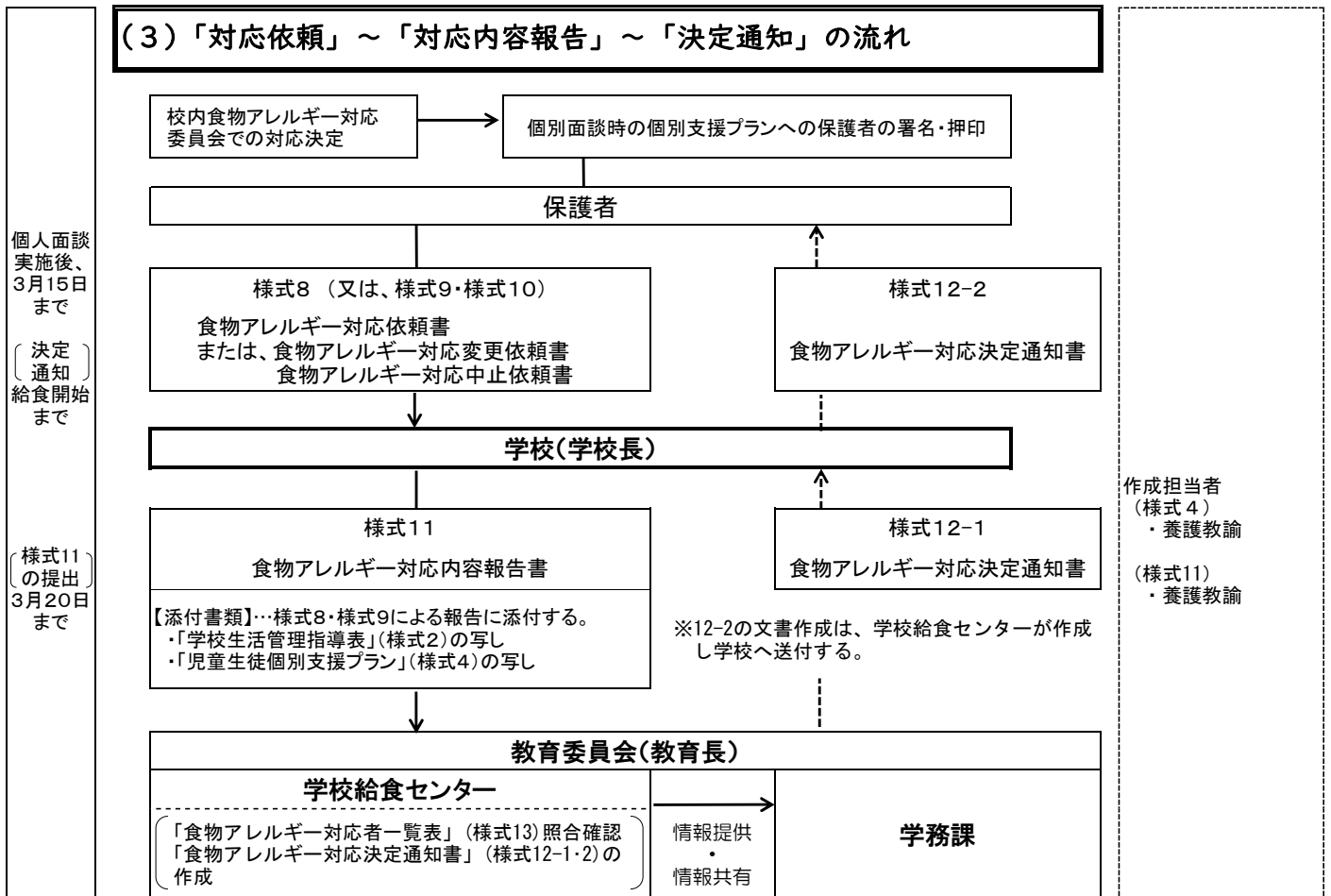
- ・ 事故を把握するためのシステムを構築する。
- ・ 事故原因の究明として、関係者の聞き取りを行う。原因が判明したら、危機管理体制に基づいた確かな行動ができたかを検証し、防止策を協議・決定し、周知運用をする。
- ・ 配膳、喫食の問題点は、事故及びヒヤリハットも含めて食物アレルギー対応委員会で対応方法の評価、検討及び必要に応じて見直しを行う。
- ・ 事故が起きた際は「緊急連絡用事故報告」（様式14）を作成し、教育委員会に提出する。
- ・ ヒヤリハット事例は、「ヒヤリハット報告書」（様式15）を作成し、教育委員会に提出する。
- ・ 教育委員会は、「食物アレルギー事故一覧表」（様式16）を作成し、市内の学校と情報共有する。

4 食物アレルギーのある児童生徒の把握・取組・実施まで





時期	対応事項・流れ	対応者
-----------	----------------	------------



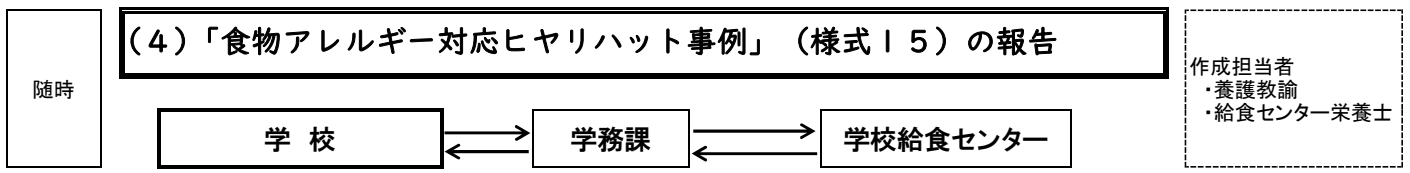
個人面談実施後、3月15日
まで

〔決定〕
通知
給食開始
まで

〔様式11〕
の提出
3月20日
まで

作成担当者
(様式4)
・養護教諭

(様式11)
・養護教諭

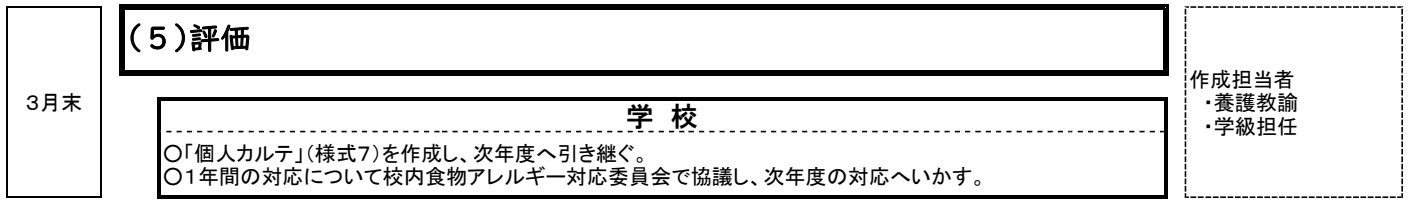


随時

作成担当者
・養護教諭
・給食センター栄養士

市内小中学校における事例の情報共有を行う。

給食に関する事例の情報共有を行う。



作成担当者
・養護教諭
・学級担任

<様式4についての説明>

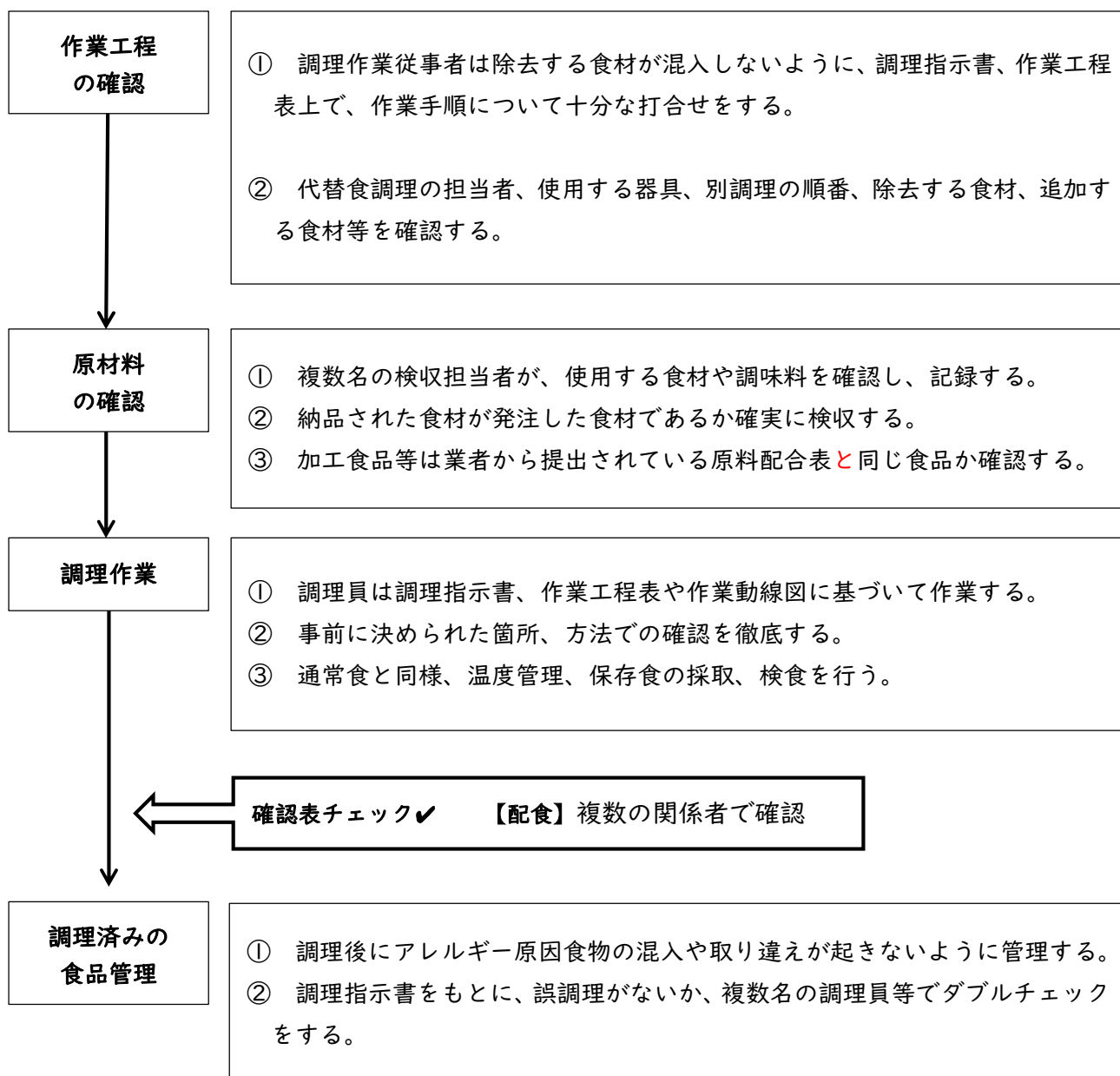
- 入力が必要な項目のセルには色がついています。
- チェックボックスをクリックするとチェックが入ります。
※目立たせたいところはチェックが入ると文字が赤くなります。
- 目立たせたい項目のセルに入力すると文字が赤くなります。
※設定されているところ以外にも文字を目立たせたい場合は、セルの色や文字の色をカスタマイズしてください。
- カラー印刷を想定していますので、「RICOH SG 7200 RPCS-R」のプリンターに合わせて、ページを設定しています。
※その他のプリンターで印刷する際、ページがずれますので調整してください。

<データの保存場所>

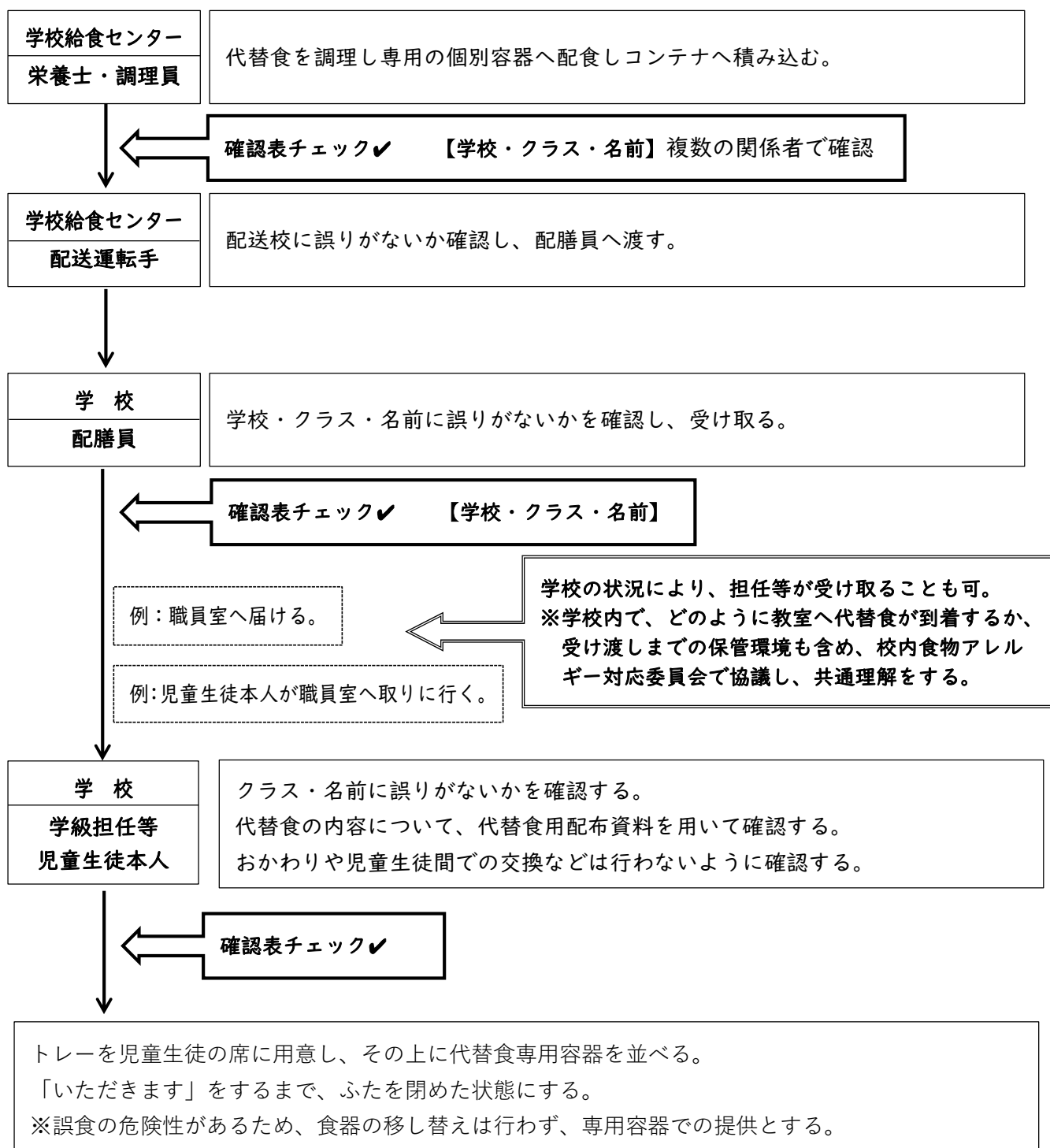
☆全小中学校共有→☆学校給食
→〇8土浦市立学校食物アレルギー対応マニュアル
→食物アレルギー用様式一式
→(様式4)食物アレルギー面談票児童生徒個別支援プラン

5 代替食調理から代替食提供までの流れ

(1) 代替食調理の手順



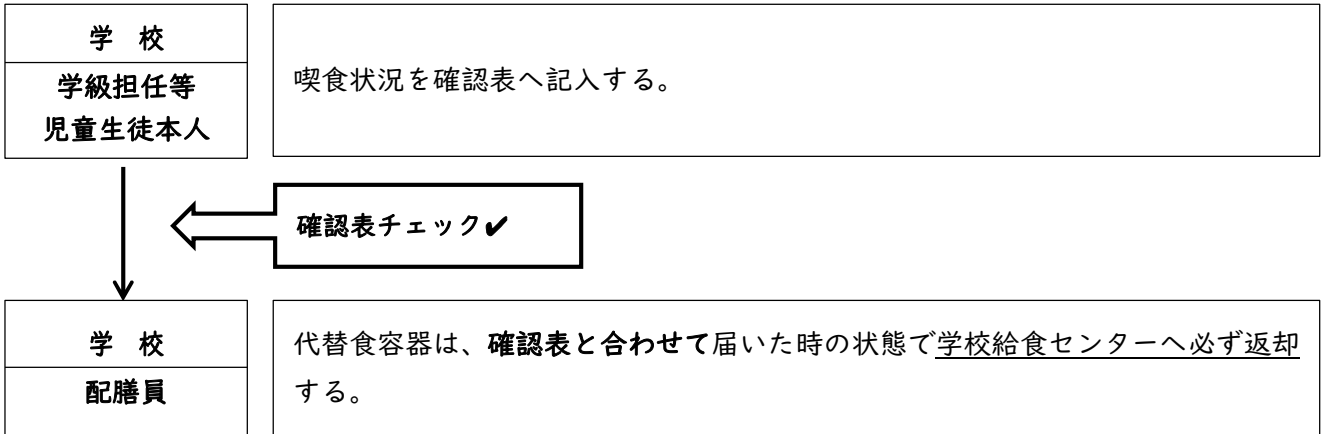
(2) 代替食提供のながれ



【留意点】

- 保護者からの代替食についての問い合わせは、給食センター（栄養教諭または栄養士）が対応する。
- 対象児童生徒の出欠に関わらず提供する。（学校行事等で停止される場合を除く）
- 各確認者は、必ず決められた方法で確認し、確認表へ記録を残す。
- 確認表は必ず使用し、代替食と一緒に受け渡しをする。

(3) 返却方法



【代替食確認表】

見 本

代替食(乳・卵)確認表

土浦市学校給食センター

A	ブロック			
〇〇	小学校	1	年	1
名 前	土浦 太郎			

対応日	料理名	備考
△/△(△)	ごはん	
	豆乳	
	さんま生姜煮	
	小松菜のおひたし	
	とうふとわかめのみそ汁	

確認者	サイン	確認項目 (□はチェック✓を入れてください)
調 理 員 米 養 士		調理指示書に基づき調理し、配食忘れがないか確認した。
		コンテナに積み込んだ。 □ 学校名・クラス・名前確認
配膳員		代替食容器を受け取った。 □ 学校名・クラス・名前確認
学 校 → 一本人		確認表と代替食容器を職員室に届けた。(または担任に手渡した。)
		確認表と代替食容器を受け取った。
教 室		児童生徒と代替食の確認を行った。 □ クラス・名前・内容の確認
		おかわりや児童生徒間での交換などは行わないように確認をした。

☆ 給食回収時に給食センターへ一緒に戻してください。

【連絡欄】			
・喫食状況	□ 完食	□ 残食あり	□ 欠席
・その他			

【確認者のサイン】
確認表にそってサインしてください。
教室での確認も忘れずに行ってください。

【その他】
気になること、給食センターへ伝えたいことがある場合は記入してください。

【喫食状況欄のチェック】
欠席の場合も記入してください。

6 学校での留意点

(1) 教室での対応

① 給食の時間における配慮

誤食防止の目的で、以下の項目等を取り決める。

特に、アレルギー対応について、献立内容一覧表及び原料配合表で確認する方法や、代替食と一般献立との違いを本人と教職員等が確認する方法を具体的に決める。

また、日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないように注意する。給食の時間中に誤食事故等が起きないようにルールを決める等の配慮をする。



- ◆献立内容の確認
- ◆給食当番の役割確認
- ◆配膳時の注意（アレルギー対応者は初めに配膳する等）
- ◆おかわり等を含む喫食時の注意（代替食の場合はおかわりをさせない）
- ◆片付け時の注意
- ◆その他交流給食などの注意 等

② 食材・食物を扱う活動等

ごく少量の原因物質に触れるだけでアレルギー症状を起こす児童生徒には、個々に応じた配慮が必要である。医師の指示を参考に、保護者と十分な協議を行い、個別の対応をとることが求められる。

(ア) 家庭科、技術・家庭科、総合的な学習の時間、特別活動、課外活動等

- 調理実習等、食材を使う活動の場合、学級担任・教科担任等は、事前に使用する食材等において、原因となる食品が含まれていないかを確認する。
- 学級担任と保護者とで連絡を取り合い確認する。
- 児童生徒同士で調理内容を決める際、必ず食材内容を確認する。
- 教材教具にアレルゲンが含まれる場合の対応方法や、活動の見直しを行う。

アレルゲン	配慮すべき教材教具・学習活動例
小麦	小麦粘土、うどん・パン作り体験、カレー作り
落花生（ピーナッツ）	豆まき、落花生栽培、カレー作り
そば	そばうち体験
大豆	豆まき、みそ作り
乳	アイスクリーム・バター作り、牛乳パックのリサイクル活動
くだもの	調理実習 くだもの栽培

※学年で共通理解のもと実施計画を作成する。

(イ) 体育・保健体育等

- 食物依存性運動誘発性アナフィラキシーの児童生徒は、原因食品を食べた可能性がある場合、運動は避けるようにする。体育等に限らず、昼休みの遊び等、激しい運動についても注意する。（原因物質摂取後、4時間は避ける必要がある。）
- 児童生徒の多くは昼休みや午後の体育の時間などに発症しやすいので注意が必要である。

(ウ) 遠足・校外学習

- 旅行者や保護者からの情報をもとに、どの場面でどのような対応・配慮を行うかを確認しておく。
- 弁当や菓子類の友だち同士でのやりとり等に注意し、おやつや飲み物、自由行動での食事内容にも注意する。

- 症状が出たときの対応、通常使用している薬の使用状況等を保護者と事前に連絡を取り確認する。薬は本人が持参し、原則として、本人が自分で使用できるようにしておく。
- 緊急時の連絡体制、搬送先（宿泊先周辺の適切な医療機関）などについて事前に整理し、保護者及び教職員間で共通理解を図る。
- 本人には保護者から、まわりの友達には教職員から、事前に気をつけることを話しておく。

(エ) 宿泊を伴う学習

事前の健康調査票や個別支援プランなどをもとに、食物アレルギーのある児童生徒を把握し、参加する教職員全員で共通理解する。

【事前準備】

- 宿泊先や昼食場所等での食事内容について、行程とともに献立表と成分表を取り寄せる。その際に、除去食や代替食が可能かどうか確認する。
- 保護者に行事の行程表、献立表、成分表を渡し、チェックしてもらう。(担任)
- 周辺の医療機関をリストアップし、緊急時の搬送先を確認する。(養護教諭)
- どの場面でどのような対応・配慮が必要か整理し(担任、養護教諭)、まとめたものを参加する教職員全員で共通理解する。
- 緊急時の連絡体制、対応、搬送先について保護者と確認し、共通理解する。(担任)
- 個別支援プランと保護者の対応要望を考慮し、学校としての対応を協議する。(関係職員)
- 学校で協議した結果を保護者に伝え、了承を得る。(担任)

保護者に対して

- 行事の行程表、献立表、成分表を渡し、内容の確認を依頼する。
- 注意が必要な行程について対応を確認する。
- 症状が出たときの対応、使用する薬や使用方法について主治医の先生と確認しておくように依頼する。
- 薬は原則として本人が持参する。
- 緊急時に連絡が取れるよう、連絡体制について確認する。

児童生徒に対して

- おやつや飲み物について確認する。
- 自由行動及び班別行動での食事内容について注意する。
- 自分自身で表示を確認し、アレルゲンを避けることができるように指導する。
- 誤ってアレルゲンを摂取してしまった場合、症状発症時は少しでも早くまわりに知らせるよう指導する。
- 本人、保護者の了解のもと、同じクラスの児童生徒と情報共有を図る。

【旅行中】

- 食事前に内容のチェックを必ず行う。
- 事故発生時には、保護者と連絡を取りながら速やかに対応する。

※想定される対応例

- ・可能な範囲での除去食、代替食の提供（施設職員・学校との協議）
- ・自宅からの食事の持参（いつ、どのような形で持参するか）
- ・野外炊飯での食材の検討
- ・おやつ、飲料の検討
- ・まくら（そばがら）の確認
- ・移動時の昼食場所の検討
- ・行程に試食や試飲などがある場合の対応

(2) 食物アレルギーを有する児童生徒および学級での指導

① 学級での指導

学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについて基本的な理解を促す指導を行う。

② 個別指導

食物アレルギーを有する児童生徒とその保護者に対し、必要に応じて個別指導を実施する。

(3) 教職員の役割

※学校での各職員の役割分担（P 29～30）参照

(4) 医療機関、関係機関との連携

医療機関との連携は、学校関係者と医療機関双方にとって、ガイドラインや学校生活管理指導の適切な運用を図るために重要である。また、消防機関との連携体制は、緊急時に適切な対応をするために重要である。このため、教育委員会や学校は、医療機関や消防機関などの関係機関と、適切な連携体制を構築する必要がある。

(5) 職員研修について

① 食物アレルギーの基本的な知識・理解（P 1～4 参照）

② 食物アレルギーを持つ児童生徒についての情報提供・共通理解

(ア) 校内及び関係機関との連携作り（P 18～22 参照）

○幼稚園・保育所・小学校・中学校等の縦割りの連携

○該当児童生徒への個別指導

○学校生活管理指導表や食物アレルギー個別支援プランについて

(イ) 日常生活での配慮（P 26～27 参照）

○給食での対応（担任が不在のときの対応）

○給食以外での対応

○食育を通して他の児童生徒への指導・協力

③ エピペンの正しい使い方

④ シミュレーション

※緊急時に備え、学校の実態に応じて少なくとも年2回実施するのが望ましい。



【参考】文部科学省のホームページ「学校給食における食物アレルギー対応について」には、研修資料（PDF・映像資料）が掲載されています。校内研修時に活用してください。



- ・学校におけるアレルギー疾患対応資料（YouTube のページリンク）
- ・＜研修資料＞学校生活上の留意点（YouTube のページリンク）
- ・＜研修資料＞緊急時の対応（YouTube のページリンク）

※ 学校での各職員の役割分担

職種	具体的な役割分担・対応	
	教職員への対応	保護者への対応
管理職	<ul style="list-style-type: none"> ○校長のリーダーシップのもと、全職員がアレルギー症状や、対応に共通理解が図れるように、必ずアレルギーについての研修を行う。 ○全職員へ「食物アレルギー児童生徒個別支援プラン」(様式4)の周知徹底をする。 ○事故発生時の迅速かつ適切な対応を指示する。 ○救急車を要請した場合は、関係機関(教育委員会等)に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者と面談した際、学校としての基本的な考え方を説明する。 ○面談を実施する。
学級担任 学年主任 (学年担当職員)	<ul style="list-style-type: none"> ○給食時間に、教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食物アレルギー疾患の児童生徒を把握する。(保護者の申し出・健康管理カード・「食物アレルギーに関する調査票」(様式1)) ○保護者との面談日時を調整し面談を行い、学校生活上の留意点や緊急時の対応、主治医や保護者の連絡先等を確認する。 ○対応がまとも次第、学校における対応について保護者に連絡する。(「食物アレルギー児童生徒個別支援プラン」(様式4)の活用) ○必要に応じて保護者と面談を行い、日頃から電話や連絡ノート等を利用して課題や状況を確認する。
教職員		
養護教諭 保健主事	<ul style="list-style-type: none"> ○食物アレルギーについての正しい知識を教職員に周知し、常に学級担任・栄養教諭・学校栄養職員、他の校内職員との連携を図る。 ○代替食等の食物アレルギー対応をしている場合は、職員間で情報を共有し、担任以外でも給食・昼食時の食物アレルギー対応ができるようにする。 ○緊急時の対応や主治医・保護者の連絡先等、保護者からの情報を教職員に伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食物アレルギー疾患の児童生徒を把握し、学校での対応を望む保護者には、「学校生活管理指導表」(様式2)の提出を依頼する。 ○保護者と面談を行い、学校生活上の留意点や緊急時の対応連絡先等を確認する。(「食物アレルギー児童生徒個別支援プラン」(様式4)の作成)
給食主任	<ul style="list-style-type: none"> ○給食献立の情報(加工食品等の原材料や原料配合割合、対応献立等)を教職員へ連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者と面談を栄養教諭・学校栄養職員と行い、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認する。 ○給食献立の情報(加工食品等の原材料や原料配合割合、対応献立等)を保護者へ提供する。
栄養教諭 給食センター栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食で対応できる内容に関係職員と十分調整し、校長に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○担任・養護教諭等とともに、保護者と対応について定期的に確認する。 ○給食献立の情報(加工食品等の原材料や原料配合割合)を保護者へ提供する。 ○保護者から面談希望があった場合は、日程を調整して応じる。 ○面談を行い、「食物アレルギー児童生徒個別支援プラン」(様式4)の作成に参画する。
学校医等		

学校給食配膳員	<ul style="list-style-type: none"> ○食物アレルギーを有する児童生徒の実態を理解し、対応の内容を確認する。 ○学校給食でできる対応について、関係職員と共通理解を図る。 ○決められた確認作業(指さし声出し)を確実にし、誤配を予防する。
---------	--

具体的な役割分担・対応		
学校給食への対応	校内食物アレルギー対応委員会への参加	児童生徒への対応
○土浦市の基本的な対応方針を確認するとともに、関係職員との話し合い、その他の諸状況を勘案して対応を決定する。	○校内の教職員すべてがアレルギー症状に関する正しい知識を持ち、情報を共有することが大切であるため、校内食物アレルギー対応委員会を開催する。	
○対象児童生徒への給食配膳時の誤配を防ぐ。 ○給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実にを行い、誤食を予防する。 ○児童生徒が原因食品を除去して食べる場合、一部弁当の時は、当日の献立と使用食品を確認する。さらに、児童生徒が原因食品を除去したか確認する。 ○食物アレルギーをもつ児童生徒が給食当番を行う際には、原因食品に触れることがないように配慮する。	○食物アレルギー疾患の児童生徒の保護者との面談から、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等の情報を共有する。 ○食物アレルギーを有する児童生徒の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態について情報を共有する。	○児童生徒が安全で楽しい給食の時間を送れるよう配慮する。 ○他の児童生徒へ食物アレルギーを正しく理解できるよう指導し、偏見やひやかし等が生じないように配慮する。 ○児童生徒が誤食に気づいた時や食後体調の変化を感じた時は、すぐに申し出るように指導する。
○学級担任が不在の時、サポートに入る教職員は、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギー内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。		
	○学級担任、栄養教諭、学校給食センター職員等との連携を図る。 ○主治医、学校医と連携を図り、該当児童生徒にアレルギー症状が出た場合の応急手当ての方法や連絡先を確認する。（エピペン®の保管場所や使用方法等を含む）	
○1月末までに「食物アレルギー対応者一覧表」（様式13）を教育委員会へ提出する。 ○4月に、様式13で学級名を給食センターに校務支援システムで報告する。	○食物アレルギーについての正しい知識をもつ。 ○栄養教諭等の未配置校は、担当する栄養教諭等と連携を図る。	
○安全な給食提供環境を構築する。	○給食時の注意点や給食を通じて食物アレルギーに対する食事全般の指導等を教職員へ伝える。	
	○学校と連携し、食物アレルギー対応に関する指導・助言を行い、主治医は必要に応じ、校内食物アレルギー対応委員会に出席する。	

7 緊急時の対応

(1) 日常から行っておくこと

① 教職員の役割分担

○緊急時に各職員が具体的に何をするかを決めておく。

教職員	主 な 役 割
管理職	・教職員へ対応の指示 ・救急車要請（記録） ・教育委員会への報告
発見者 「観察」	・子供から離れず観察する ・緊急性の判断 ・助けを呼ぶ ・エピペン®、AED準備の指示
教職員A 「準備」	・内服薬 エピペン®の準備 ・AED準備
教職員B 「連絡」	・人を集める ・保護者 主治医への連絡 ・救急車要請（119番通報）
教職員C 「記録」	・症状 対応を記録
教職員D～F 「その他」	・他の児童生徒の対応 ・AED 心肺蘇生 ・傷病者のプライバシー保護、不安の軽減 ・救急車誘導 など

<教職員のエピペン®使用について>
アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射する場合には、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」において示している内容に即して教職員が注射を行うのであれば、医師法違反とはならない。

[役割分担のポイント]

- ◆管理職は、その状況を把握して対応を決定する。
- ◆養護教諭をリーダーとして救急対応にあたり、児童生徒のケア・救急車の要請をする者など、短時間で効率よく確実に対応できるよう複数の職員で分担する。
- ◆管理職、養護教諭、担任が不在の場合も想定しておく。
- ◆エピペン®は誰でも使用できるように全教職員に周知しておく。エピペン®使用の決定については、複数の職員で判断・確認する。

② 連絡先の確認

保護者及び医療機関などの電話番号を確認して記載しておく。

③ 緊急時に搬送できる医療機関を把握

(ア) 主治医のいる医療機関に搬送できる場合

日頃から保護者及び主治医に、どんな症状の時に救急搬送すべきかなどについて確認し、情報を全教職員で共有しておく。

(イ) 主治医のいる医療機関に搬送できない場合（休診等）

・救急隊から要請できる医療機関としては、土浦協同病院に連絡。

*協同病院で一度受診しておく必要がある。

*「要援護者（幼少児童等緊急対応者）に係る申請依頼書」（様式6）を利用し、消防機関に届けを出しておく。




(2) 食物アレルギー緊急時の対応マニュアル

<食物アレルギー対応手順>

A~FはP33~P38を参照する

○何らかのアレルギー症状がある
(食物の関与が疑われる)
○原因食物を食べた(可能性を含む)
○原因食物に触れた(可能性を含む)



<第一発見者がすること>

- ①子どもから目を離さない
- ②助けを呼び、人を集める **B** (P34)
- ③エピペン®と内服薬、AED準備の指示

<応援職員がすること>

A (P33) を参考に行動を開始する

症状をチェック 5分以内に緊急性が高い症状からチェック **F** (P38)

<緊急性が高いアレルギー症状>

全身の症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便をもらす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくい・不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い		
呼吸器の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸がしめつけられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回のおう吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽い(がまんできる)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口鼻・顔面の症状		<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ・充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感・唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ・鼻づまり・鼻水
皮膚の症状		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がる蕁麻疹・全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個の蕁麻疹・部分的なかゆみ

上記の症状が一つでも当てはまる場合

上記の症状が一つでも当てはまる場合

上記の症状が一つでも当てはまる場合

①ただちにエピペン®を使用する **C** (P35)
 ②救急車を要請する(119番通報) **D** (P36) **医療機関へ搬送**
 ③ **E** 心肺蘇生とAEDの準備 (P37)

①内服薬を飲ませエピペン®を準備する
 ②速やかに医療機関を受診する(救急車の要請も考慮)
 ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察する **F** (P38)

①内服薬を飲ませる
 ②少なくとも1時間は、5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善が見られない場合には医療機関を受診する **F** (P38)

安静を保つ体位

◇ぐったり、意識もうろうの場合◇
※上半身を起こしてはいけない
 血圧が低下している恐れがあるため仰向けで足を高くする



◇吐き気、おう吐がある場合◇
 おう吐物による窒息を防ぐため身体と顔を横に向ける



◇呼吸が苦しく仰向けにできない場合◇
 呼吸を楽にするため、上半身を少し起こし後ろに寄りかからせる



◆各々の役割分担を確認し、事前にシミュレーションを行う

事故発生

発見者「観察」

- 子供から離れず観察
- 助けを呼び、人を集める
(※大声または、他の子供に呼びに行かせる)
- 教職員 A、B に「連絡」「準備」を依頼
- 管理職が到着するまでリーダー代行となる
- エピペン®の使用または介助
- 心肺蘇生や A E D の使用

連絡

管理職

- 現場に到着次第、リーダーとなる
- それぞれの役割の確認および指示
- 救急車要請
(記録、教育委員会への報告)
- エピペン®の使用
または介助
- 心肺蘇生や A E D の使用

指示

教職員 A 「準備」

- 個別の食物アレルギー緊急対応マニュアルを持ってくる
- エピペン®の準備
- A E D の準備
- 内服薬の準備
- エピペン®の使用または介助
- 心肺蘇生や A E D の使用

教職員 B 「連絡」

- 救急車を要請する (119 番通報)
- 管理職を呼ぶ
- 保護者への連絡
- さらに人を集める (校内放送)

教職員 C 「記録」

- 観察を開始した時刻を記録
- エピペン®を使用した時刻を記録
- 内服薬を飲んだ時刻を記録
- 5 分ごとに症状を記録

教職員 D ~ F 「その他」

- 傷病者が他の子供から見えないようシートなどで目隠しをする
(プライバシー保護と不安の軽減)
- 他の子供への対応
- 救急車の誘導
- エピペン®の使用または介助
- 心肺蘇生や A E D の使用

◆アレルギー症状があったら **5分以内** に判断する！

◆**迷ったらエピペン®を打つ！** ただちに **119番通報** をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便をもらす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸がしめつけられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- 持続する強い (がまんできない) お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

- ① **ただちにエピペン®を使用する** → **C** (P 35)
- ② **救急車を要請する (119番通報)** → **D** (P 36)
- ③ その場で安静にする (下記の体位を参照)
※立たせたり、歩かせたりしない
- ④ その場で救急隊を待つ
- ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し、症状チェックシートに従い判断し、対応する緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F (P 38)

◆エピペン®を使用し、10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する。
(2本以上ある場合)

◆反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → **E** (P 37)

<安静を保つ体位>

◇ぐったり、意識もうろうの場合◇

※上半身を
起こしては **いけない!**



血圧が低下している可能性があるため
仰向けで足を15～30cm高くする

◇吐き気、おう吐がある場合◇



嘔吐物による窒息を防ぐため
体と顔を横に向ける

◇呼吸が苦しく仰向けにできない場合◇



呼吸を楽にするため、
上半身を起こし後ろによりかからせる

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

①ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け、
エピペン®を取り出す

②しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ
“グー”で握る

③安全キャップをはずす



青い安全キャップをはずす

④太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま5つ数える！

⑤確認する



使用前 使用後

エピペン®を太ももから離して
オレンジ色のニードルカバーが
伸びているか確認する
伸びていない場合には「④に戻る」

⑥マッサージする

打った部位を10秒間、マッサージする

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかりおさえ、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣服の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中よりやや外側に注射する



※ぐったいしている、

意識がもうろうとしている場合は、

上半身を起こしてはいけません

D

緊急要請（119番通報）のポイント

◆あわてず ゆっくり 正確に情報を伝える

119番をダイヤルする（携帯電話の場合は、携帯電話からかけていることを告げる）

☆救急であることを伝える

火事ですか？
救急ですか？



「救急です」

☆救急車に来てほしい場所を伝える

*いばらき消防指令センター（水戸）へつながるので、「土浦市」であることをしっかり伝える



住 所 _____

学校名 _____

電 話 _____

要援護者登録番号 _____

* あらかじめ必要事項を記載しておくとい

☆「いつ・だれが・どうして・現在どうなのか」をわかる範囲で伝える

エピペン[®]の処方や使用の有無を伝える



○年の男子生徒が、給食を食べたあと、
呼吸が苦しいと言っています

持病や主治医等についてたずねられる
こともあるので、わかるようにして
おくとい

☆通報している職員の氏名と連絡先を伝える

電話番号は、119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

私の名前は、○○○○○です。
電話番号○○○○○です。

* 救急車を誘導する職員を校門へむかわせる

心肺蘇生とAEDの手順

- ◆強く、早く、絶え間ない胸骨圧迫を！ 複数の職員で協力して実施する。
- ◆救急隊に引き継ぐまで、または子どもにふだん通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける。
- ◆エピペンの到着を待たずに開始する。

①反応の確認

肩をたたいて大声で呼びかける。
乳幼児では足の裏をたたいて呼びかける

反応なし・判断に迷う

②通報

119番通報・AED依頼
通信司令員の指示に従う

③呼吸の確認

10秒以内で胸と腹部の動きを見る



呼吸なし・判断に迷う

*呼吸の確認に迷ったらすぐに胸骨圧迫
*普段通りの呼吸をしているようなら、
観察を続けながら救急隊の到着を待つ

④ただちに胸骨圧迫！可能なら人工呼吸
胸骨圧迫30回と人工呼吸2回

直ちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の技術と意思があれば、人工呼吸を行う



⑤AEDのメッセージに従う

電源ボタンを押す。
パッドをはり、AEDの自動解析に従う

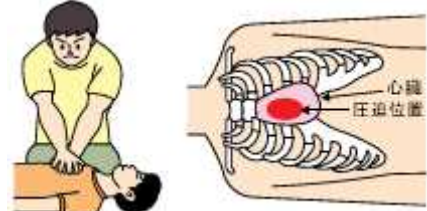
必要あり

必要なし

⑥電気ショック後
ただちに胸骨圧迫から再開

⑥ただちに胸骨
圧迫から再開

【胸骨圧迫のポイント】



- ◎強く（約5cm）
- ◎速く（100～120回/分）
- ◎絶え間なく（中断を最小限にする）
- ◎圧迫する位置は胸の真ん中
- ◎押したらしっかりと胸を元に戻す

【人工呼吸のポイント】

- 息を吹き込む際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程

【AED装着のポイント】

- ◎電極パッドを貼り付ける時もできるだけ肋骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等で拭き取る
- ◎小学生以上は成人用電極パッドを使用する

【心電図解析のポイント】

- ◎心電図解析中は、子どもに触れないように周囲に声をかける

【ショックのポイント】

- ◎誰も子どもに触れていないことを確認したら、点滅ボタンを押す
- ※オートショックAEDの場合はショックは自動で行われる

離れて
ください



離れて
ください



- ★ 症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに注意深く症状を観察する
- ★ の症状が一つでも当てはまる時は、エピペン[®]を使用する
(内服薬を飲んだ後にエピペン[®]を使用しても問題ない)

対象児童生徒名 _____

観察開始時刻 (時 分)	症状発症時刻 (時 分)
内服時刻 (時 分)	エピペン [®] 使用時刻 (時 分)

全身の症状 <input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便をもらす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくい・不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い		
呼吸器の症状 <input type="checkbox"/> のどや胸がしめつけられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器の症状 <input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回のおう吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽い(がまんできる)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口鼻・顔面の症状	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ・充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感・唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ・鼻づまり・鼻水
皮膚の症状	<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がる蕁麻疹・全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個の蕁麻疹・部分的なかゆみ

上記の症状が一つでも当てはまる場合

上記の症状が一つでも当てはまる場合

上記の症状が一つでも当てはまる場合


- ①ただちに**エピペン[®]**を使用する C
- ②救急車を要請する(119番通報) D
- 医療機関へ搬送**
- ③心肺蘇生と**AED**の準備 E

- ①内服薬を飲ませ**エピペン[®]**を準備する
- ②**速やかに医療機関を受診**する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察する F

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも**1時間は、5分ごとに症状の変化を観察**し、症状の改善が見られない場合には医療機関を受診する F

◇ぐったり、意識もうろうの場合◇

※上半身を起こしてはいけない



血圧が低下している恐れがあるため**仰向けで足を高く**する

◇吐き気、おう吐がある場合◇



おう吐物による窒息を防ぐため**身体と顔を横に向**ける

◇呼吸が苦しく仰向けにできない場合◇



呼吸を楽にするため、**上半身を少し起こし後ろに寄り**かからせる

安静を保つ体位

8 教育委員会の役割

(1) 学校における食物アレルギー対応に関する委員会の設置と基本方針の策定

ガイドラインや学校生活管理指導表の活用推進とともに、学校や学校給食センターの施設設備や人員配置を踏まえ、具体的な対応について、医療機関との連携のもと一定の方針を示し、学校を支援する。

(2) 医療機関（医師会）及び消防機関との連携

主体となり連携を図る。関係機関とガイドラインや学校生活管理指導表の運用について共通理解を図り、定期的に協議の場を設け、指導助言を受ける。また、緊急時対応充実のためエピペン[®]を所持等している児童生徒の情報を把握し、消防機関と連携を図る。

(3) 研修会の実施及び研修機会の確保

教育委員会の職員や全教職員が継続的に学ぶ機会を持つ。また、校内研修の実施を進め、研修の受講機会や時間確保について、管理者に働きかける。

(4) 食物アレルギー対応の充実のための環境整備及び支援

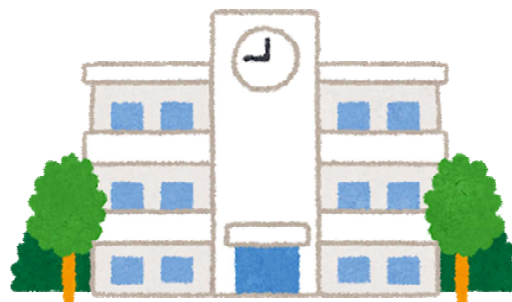
適切な調理場の施設設備（アレルギー専用調理室や専用調理コーナー、スペースの確保）及び調理機器・器具等の整備、必要な人員の配置等、安全・安心な給食提供のために必要な措置を講じる。栄養教諭等が各校において十分に職責を果たせるような配慮をする。

(5) すべての事故及びヒヤリハット事例の情報収集とフィードバック

各学校に対し、全ての事故及びヒヤリハット事例について、その詳細と改善策の報告を求める。集約した情報は学校へフィードバックし、共有することで、事故防止の徹底に努める。

(6) 専門的に相談できる体制の構築

保護者に対して、専門医療機関や、食物アレルギー対応に関する情報を提供する。必要に応じて不安を解消するケアを行うなど、家庭で適切な生活が送れるようにサポートする。



I 関係様式・資料一覧

様式No.	様 式 名
1	食物アレルギーに関する調査票
2	学校生活管理指導表
3	食物アレルギー対応面談事前調査票
4	食物アレルギー面談票児童生徒個別支援プラン
5	医療医薬品預かり書（依頼書）
6	要援護者（児童等緊急対応者）に係る申請依頼書
7	個人カルテ
8	食物アレルギー対応依頼書
9	食物アレルギー対応内容変更依頼書
10	食物アレルギー対応中止依頼書
11	食物アレルギー対応内容報告書
12-1	食物アレルギー対応決定通知書
12-2	
13	食物アレルギー対応者一覧表 （※食物アレルギー以外で給食対応が必要な場合⇒疾病等による給食対応者一覧表）
14	緊急連絡用事故報告書
15	食物アレルギー対応ヒヤリハット事例
16	食物アレルギー事故一覧表

資料No.	資 料 名
1	土浦市立学校給食センターにおける食物アレルギー対応について（就学時健診時配付資料）
2	代替食について（個別面談時説明資料）
3	アレルギー専門医療機関等の情報提供について
4-1	食物アレルギーに関する書類の提出について（新入生用）
4-2	食物アレルギーに関する書類の提出について（在校生用）
5	就学時健康診断について

学校における食物アレルギー対応の流れ

調査

全学年、前年度の10～11月頃に食物アレルギーの調査をします。

(※新1年生は、就学時健康診断時に調査票を提出します。)

【1食物アレルギーの有無について】の項目は全員お答えください。

*給食時に対応の必要がないお子様は、ここで終了です。

問診

【1】で食物アレルギーが「ある」というお子様は、【2 食物アレルギーの内容について】【3 学校での給食について】の項目にもお答えいただきます。お子様のアレルギーの状態について、大変重要な情報になりますので、正確に記入するようお願いします。

給食対応の希望調査

【3 学校での給食について】の質問1において、②～④の対応を希望する場合、毎年、医師の診断の上、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」等の提出が必要となります。

*アレルギー管理指導は、健康上、学校における特別な管理指導が必要な方について、主治医からの指示内容等の情報を、保護者・学校等で共有し、お子様のアレルギーに配慮するものです。提出していただく「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」は、診断書同様に文書料がかかります。

面談

②～④の対応を希望する場合は、個別面談を実施いたします。

食物アレルギー対応委員会における検討

学校における食物アレルギー対応委員会は、学校長を責任者とし、教頭・教務主任・養護教諭・栄養教諭・保健主事・給食主任・関係学級担任・学年主任等によって構成されています。

食物アレルギー対応委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、様々な対応を協議・決定します。

給食対応開始

食物アレルギー対応委員会において検討した結果、個別支援プランを作成し、保護者様に説明いたします。ご納得いただけましたら、食物アレルギー対応依頼書を学校に提出してください。それを基に対応を開始します。個別支援プランは随時見直しを行います。食物アレルギーが改善したなど、何かありましたら、学級担任を通していつでもご相談ください。

秘

食物アレルギーに関する調査票

ふりがな		性別
氏名		男・女
保護者	氏名： 携帯電話： 勤務先名称・電話：	
緊急連絡先	氏名： 携帯電話： 勤務先名称・電話：	続柄：

学校名	学年・組	番号
	第1学年 組	
	第2学年 組	
	第3学年 組	
	第4学年 組	
	第5学年 組	
	第6学年 組	
	第7学年 組	
	第8学年 組	
	第9学年 組	

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 ____ 月 ____ 日生 _____ 年 ____ 組

提出日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

		病型・治療	学校生活上の留意点	★保護者		
アナフィラキシー (あり・なし)	食物アレルギー (あり・なし)	Ⅰ 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	Ⅰ 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 <hr/> Ⅱ 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要	【緊急時連絡先】 電話： <hr/> ★連絡医療機関 医療機関名： <hr/> 電話：	記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 <hr/> 医師名 _____ (印) <hr/> 医療機関名	
		Ⅱ アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫（ ） 5. 医薬品（ ） 6. その他（ ）	Ⅲ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 <hr/> Ⅳ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要			
		Ⅲ 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 6. 甲殻類 《 》（すべて・エビ・カニ） 7. 木の実類 《 》（すべて・クルミ・カシュー・アーモンド） 8. 果物類 《 》 9. 魚類 《 》 10. 肉類 《 》 11. その他1 《 》 12. その他2 《 》	Ⅴ 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス			
		Ⅳ 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他（ ）	Ⅵ その他の配慮・管理事項(自由記述)			
		【除去根拠】 該当するものを《 》内に記載 ① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取 () に具体的な食品名を記載				
気管支ぜん息 (あり・なし)		病型・治療	学校生活上の留意点	★保護者 電話： <hr/> ★連絡医療機関 医療機関名： <hr/> 電話：		
		Ⅰ 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良	Ⅰ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要	記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 <hr/> 医師名 _____ (印) <hr/> 医療機関名		
		Ⅱ-1 長期管理薬（吸入） 1. ステロイド吸入薬 () () 2. ステロイド吸入薬／長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () 3. その他 () ()	Ⅱ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要			
		Ⅱ-2 長期管理薬（内服） 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () 2. その他 ()	Ⅲ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要			
		Ⅱ-3 長期管理薬（注射） 1. 生物学的製剤 ()	Ⅳ その他の配慮・管理事項(自由記述)			
		Ⅲ 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 () () 2. ベータ刺激薬内服 () ()				

裏 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 ____ 月 ____ 日生 _____ 年 ____ 組

提出日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	A 重症度のめやす（厚生労働科学研究班） 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 *軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変		A プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要		年 ____ 月 ____ 日
	B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏（「プロトピック®」） 3. 保湿剤 4. その他（ _____ ）		B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 _____		医師名 _____ ⑤
B-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤		C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要		医療機関名 _____	
		D その他の配慮・管理事項(自由記述)			
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	A 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他（ _____ ）		A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要		年 ____ 月 ____ 日
	B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（ _____ ）		B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		医師名 _____ ⑤
		C その他の配慮・管理事項（自由記載）		医療機関名 _____	
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	A 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬		A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		年 ____ 月 ____ 日
	B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法（ダニ・スギ） 4. その他（ _____ ）		B その他の配慮・管理事項（自由記載）		医師名 _____ ⑤
				医療機関名 _____	

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

食物アレルギー対応面談事前調査票

1 住所・氏名・学校名

(ふりがな) 児童生徒氏名		性別	男・女	生年月日	平成 令和	年	月	日
保護者氏名		電話番号	(自宅)				(携帯)	
保護者住所								
所属校		学校	学年・組	—	—	—	—	—

2 緊急時連絡先

優先順位	連絡先名称 (〇〇会社, 母携帯など)	関係	電話番号
1			
2			
3			

3 医療機関連絡先

通院している医療機関		電話番号	
診療科・主治医名		ID(カルテ)番号	
緊急時に搬送できる 医療機関		電話番号	

4 普段の食事の状況

(1) 今までの学校 (保育所・幼稚園・小学校) における対応

施設名		施設での給食	有	無
給食の対応				

(2) 家庭での食事の対応

除去食・栄養の補助 方法・代替食品など	
------------------------	--

5 その他 (緊急連絡先の変更等がある場合はご記入ください)

--

※この様式は、毎年訂正がないかご確認願います。

土浦市食物アレルギー面談票
児童生徒個別支援プラン

面談日： 令和 年 月 日

記録者： _____

面談者： 校長 副校長 教頭 教務主任 保健主事 担任 給食主任 養護教諭 栄養教諭 給食センター栄養士

児童生徒	年	組	番	名前
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日 (歳)

1. 食物アレルギーを起こす原因食品（※どれくらいの量でどんな症状がでるのか、いつから、その時のエピソード、受診の

原因食品	症状 (☑をつける)	特記事項	受診	
	皮膚	<input type="checkbox"/> かゆみ <input type="checkbox"/> じんましん <input type="checkbox"/> 発赤 <input type="checkbox"/> むくみ	初発年齢 (歳)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	眼・鼻	<input type="checkbox"/> 充血 <input type="checkbox"/> かゆみ <input type="checkbox"/> まぶたのむくみ	その時の状況と症状 等	
	口腔咽頭	<input type="checkbox"/> 腫れ <input type="checkbox"/> かゆみ <input type="checkbox"/> イガイガ感		
	その他	<input type="checkbox"/> 腹痛 <input type="checkbox"/> 吐き気 <input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> 呼吸困難 <input type="checkbox"/> 下痢 ()		
	皮膚	<input type="checkbox"/> かゆみ <input type="checkbox"/> じんましん <input type="checkbox"/> 発赤 <input type="checkbox"/> むくみ	初発年齢 (歳)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	眼・鼻	<input type="checkbox"/> 充血 <input type="checkbox"/> かゆみ <input type="checkbox"/> まぶたのむくみ	その時の状況と症状 等	
	口腔咽頭	<input type="checkbox"/> 腫れ <input type="checkbox"/> かゆみ <input type="checkbox"/> イガイガ感		
	その他	<input type="checkbox"/> 腹痛 <input type="checkbox"/> 吐き気 <input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> 呼吸困難 <input type="checkbox"/> 下痢 ()		
	皮膚	<input type="checkbox"/> かゆみ <input type="checkbox"/> じんましん <input type="checkbox"/> 発赤 <input type="checkbox"/> むくみ	初発年齢 (歳)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	眼・鼻	<input type="checkbox"/> 充血 <input type="checkbox"/> かゆみ <input type="checkbox"/> まぶたのむくみ	その時の状況と症状 等	
	口腔咽頭	<input type="checkbox"/> 腫れ <input type="checkbox"/> かゆみ <input type="checkbox"/> イガイガ感		
	その他	<input type="checkbox"/> 腹痛 <input type="checkbox"/> 吐き気 <input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> 呼吸困難 <input type="checkbox"/> 下痢 ()		

★その他★ 家庭での食事の状況、摂取可能なレベル、過去に除去していたが食べられるようになったもの 等

2. 食物アレルギーの病型とアナフィラキシーの病型（※学校生活管理指導表を確認して○をつける）

食物アレルギー病型			アナフィラキシー病型		
即時型	口腔アレルギー- 症候群	食物依存性 運動誘発 アナフィラキシー	食物による アナフィラキシー	食物依存性 運動誘発 アナフィラキシー	その他

3. 主なアレルギー症状（※学校生活管理指導表を確認しながら聞き取り、○をつける）

気管支喘息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性結膜炎	アレルギー性鼻炎	その他

4. アナフィラキシーショックを起こしたことはありますか？

いいえ はい （初発年齢： 歳、回数： 回、原因食物や症状： ）

5. 運動でアレルギー症状を起こしたことはありますか？

いいえ はい （時期・原因食物等： ）

6. 給食での対応（※献立表は使用されている食品全てが記載されているわけではないことを伝える）

① 献立内容一覧表及び原料配合表の配布 不要 必要 （ 内容一覧表 配合表 ）

② 対応内容 給食全てを停止 牛乳等飲料全てを停止 牛乳等飲料以外全てを停止

代替食(乳・卵同時除去) 詳細な献立表による対応

※給食を提供する場合、原因食品を使用していない献立でも、センター内で微量に混入する可能性があります。 問題なし

※代替食を提供する場合、乳と卵同時除去となります。代替食の内容については、面談時説明資料(資料1)で確認する。 確認済み

③ 献立に応じた個別対応 自分で除去 弁当持参 一部弁当持参

④ 給食当番の配慮 不要 必要 ()

⑤ 牛乳パクリサイクルへの配慮 不要 必要 ()

7. その他給食での留意点

具体的な配慮と対応(給食対応全体について)

8. 調理実習等食物を扱う活動や授業の留意点 (※器具は調理室のものでよいか、食品にも触れない方がよいか)

具体的な配慮と対応

9. 体育、運動会、部活動などでの留意点

具体的な配慮と対応

10. 遠足などの校外学習や宿泊学習、修学旅行での留意点 (※おやつ交換やそば殻まくら、持参薬について)

具体的な配慮と対応

11. その他生活上での留意点 (※清掃当番・飼育当番、児童クラブ等、その他)

具体的な配慮と対応

※児童クラブでおやつ等が出る場合は、食物アレルギー対応が必要である旨を保護者から児童クラブ職員に伝えてもらう。 確認済み

12. 現在処方されている薬の有無

無 有

処方薬		処方のタイミング	
エピペン®	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		

13. 学校への持参薬の有無 無 有

保管場所		保管方法	
------	--	------	--

14. 症状別応急手当、緊急時の具体的な対応

--

15. 緊急連絡先 (※食物アレルギー面談事前調査票(様式3)で確認する)

(1)通院している医療機関 → ☎

主治医名	<input type="text"/>	ID(カルテ)番号	<input type="text"/>
------	----------------------	-----------	----------------------

(2)緊急時に搬送できる医療機関 → ☎

(3)緊急連絡先① → ☎

緊急連絡先② → ☎

緊急連絡先③ → ☎

※医療機関までの所要時間 (自宅から 分) (勤務先から 分)

(4)要援護者登録の有無(※小学生のみ) 無 有 (登録番号)

内容を確認し、支援プランに同意します。 令和 年 月 日 保護者氏名

※支援プランに同意を得たのち、保護者が食物アレルギー対応依頼書(様式8)を作成し、学校へ提出する。 確認済み

(様式5)

医療用医薬品預かり書（依頼書）

土浦市立

学校

フリガナ 児童生徒氏名			性別	男	女
学年	組	年	組	生年月日	年 月 日生
診断名					
主な症状等					
学校生活での 注意事項					
緊急時の対応に ついての注意事項					
医薬品 につ いて	現在使用して いる医薬品名				
	使用に当た るの注意事項				
	保管につ いて の注意事項	定期的な点検または交換時期（ ）			
薬物アレルギーの有無					
医療 機 関	医療機関名				
	住 所				
	電話番号				
	主治医名	科	先生（直通電話 ）		
		科	先生（直通電話 ）		
緊急時連絡先 （優先順に記入 してください）	優先連絡順	氏 名	続柄	連絡先（電話番号）	
	①				
	②				
	③				
その他の連絡事項					
学校における日常の取組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載にされた内容を教職員 で共有することに同意しますか。 1 同意する 2 同意しない					
年 月 日			保護者氏名		

土浦市消防長 殿

要援護者(児童等緊急対応者)に係る申請依頼書

申請日時	平成 年 月 日	学 校 名	
住 所		電話番号	
担 当 者		連 絡	
代 表 者		その他	

利用者情報			
利用者氏名		フリガナ	
生年月日	平成 年 月 日	性別・年齢	
児童等の学年		その他	
住 所		電話番号	
親族等 氏名		利用者との続柄	
緊急連絡先		その他	
病 名			
担当医療機関		医 師 名	
状況(薬の服用状況等も含む)			
※医師の所見(救急隊の対応も含む)			
備 考			

※医師の所見欄は、医師の登録の必要があると認めた場合のみ記載すること。

※土浦市消防本部警防救急課 TEL029-821-0119 FAX825-3166

(様式7)

個人カルテ

氏名()

学年(小学校)	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
組 番号	組 番	組 番	組 番	組 番	組 番	組 番
担 任 名						
特記事項						
学年(中学校)	7年生		8年生		9年生	
組 番号	組 番	部	組 番	部	組 番	部
担 任 名						
特記事項						

食物アレルギー対応依頼書

年 月 日

(申請先) 学校長 殿

保護者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

医師の診断により、食物アレルギーによる学校給食での対応が必要であることから、下記のとおり依頼します。

記

学年、組名 _____年 _____組 ふりがな 児童生徒名 _____

事 項	内 容
希望する対応内容 (該当する項目を○で囲む。)	1 給食全てを停止 2 牛乳等飲料全てを停止 3 牛乳等飲料以外を全て停止 4 代替食 5 詳細な献立表による対応
食物アレルギー原因食材	
主な症状	
添付書類	<input type="checkbox"/> 学校生活管理指導表

【新規・継続】

受領者署名 学校名 : _____

学校長名 : _____

日付 : _____年 _____月 _____日

食物アレルギー対応内容変更依頼書

年 月 日

(申請先) 学校長 殿

保護者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

医師の診断により、食物アレルギーによる学校給食での対応が必要であることから、下記のとおり依頼します。

記

学年、組名 _____年 _____組 ふりがな 児童生徒名 _____

事 項	内 容
現在の対応内容 (該当する項目を○で囲む。)	1 給食全てを停止 2 牛乳等飲料全てを停止 3 牛乳等飲料以外を全て停止 4 代替食 5 詳細な献立表による対応
変更後の対応内容 (該当する項目を○で囲む。)	1 給食全てを停止 2 牛乳等飲料全てを停止 3 牛乳等飲料以外を全て停止 4 代替食 5 詳細な献立表による対応
備考	
添付書類	<input type="checkbox"/> 学校生活管理指導表

受領者署名 学校名 : _____

学校長名 : _____ 日付 : _____年 _____月 _____日

食物アレルギー対応中止依頼書

年 月 日

(申請先) 学校長 殿

保護者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

標記の件について、下記のとおり依頼します。

記

1 児童生徒名

学校名	土浦市立	学校
学年 組	年	組
(ふりがな) 児童生徒氏名	()	

2 解除内容 (食品名等、具体的に記入してください。)

3 医療機関受診日 (医師から指示が出た日) ____年 ____月 ____日
医療機関名 _____ 主治医名 _____

4 家庭でも当該食品を摂食して症状がでていない。 はい ・ いいえ

受領者署名 学校名 : _____

学校長名 : _____ 日付 : ____年 ____月 ____日

土浦市教育委員会教育長殿

上記のとおり食物アレルギー対応中止依頼書が提出されましたので報告いたします。

年 月 日

学校長

年 月 日

(申請先) 土浦市教育委員会 教育長

学校名

学校長

食物アレルギー対応内容報告書

下記の者は、医師の診断により、食物アレルギーによる学校給食での対応が必要であることから、食物アレルギー対応依頼書が提出されました。それに基づき、食物アレルギー対応委員会にて検討した結果、下記のとおり対応いたします。

記

事 項	内 容
対象者	学校名 学年、組名 ふりがな 氏名
対応内容 (該当する項目を○で囲む。)	1 給食全てを停止 2 牛乳等飲料全てを停止 3 牛乳等飲料以外を全て停止 4 代替食 5 詳細な献立表による対応
食物アレルギー原因食材	
主な症状	
添付書類	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー対応依頼書 <input type="checkbox"/> 学校生活管理指導表 (写し) <input type="checkbox"/> 児童生徒個別支援プラン (写し)

第 年 月 日 号

学校長 学校 殿

土浦市教育委員会
教育長

印

食物アレルギー対応決定通知書

年 月 日付けで申請のありました食物アレルギーによる給食対応について、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

事 項	内 容
対象者	学校名 学年、組名 氏名
対応内容	
対応開始月	年 月から

第 号
年 月 日

殿

学校

学校長

食物アレルギー対応決定通知書

年 月 日付けで申請のありました食物アレルギーによる給食対応について、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

事 項	内 容
対象者	学校名 学年、組名 氏名
対応内容	
対応開始月	年 月から

緊急連絡用 事故報告 **FAX**

※第2報以降もこの用紙を使うこと

F A X連絡日時	平成 年 月 日 (前・後 時 分)	第 報
F A X 連絡者	職名 氏名	

【 事故者は 加害 ・ 被害 】 【 管理 内 ・ 外 】

1 事 故 名 児童生徒・教職員・施設の _____ 事故

2 学 校 名 _____ 立 _____ 学校 (校長 _____)

3 事 故 者 (_____) (_____) 歳 (_____)
職名 氏 名 ふりがな 性別 年齢 学年・組, 校務分掌など

4 事 故 相 手 _____ 歳 (_____)
氏 名 ふりがな 性別 年齢 学年・組, 職業など

5 事故の程度 事 故 者 _____
※けがなどの状況を簡潔に！
事 故 相 手 _____

6 発 生 日 時 平成 年 月 日 (_____) 前 ・ 後 _____ 時 分

7 場 所 _____

8 事故の概況 ※ 事故の概要及び初期対応等 (5 W 1 H) がわかるよう, 簡潔に記載する。

9 警察と学校との連絡制度 ※○で囲む
有 (警察から学校 ・ 学校から警察) ・ 無

10 そ の 他 報道関係(広報)の有無 (有 ・ 無)

食物アレルギー対応ヒヤリハット事例

学務課あて
(FAX 029-826-2750)

該当箇所には○をつけて下さい。

※内容等は具体的な記述をお願いします。(各事例ごとに作成をお願いします)

学校名					記入者		
発生日時					発生時間		
場 所	教室	特別教室	廊下	体育館	校庭		
	その他の内容						
場 面	給食時間	昼休み	部活動	体育	校外活動		
	その他の内容						
アレルギーの既往歴	有：アレルゲン（ ）				無 (新規発症)		
当該料理名							
原因食物							
給食の対応	詳細な献立表対応	弁当対応	代替食対応	特になし	その他		
ヒヤリハットの 原因・内容							
事後の 改善点							

学校給食におけるアレルギー対応について

土浦市立学校給食センター

土浦市の学校給食では、食物アレルギー対応として、「詳細な献立表による対応」、「弁当対応（完全弁当対応または一部弁当対応）」、「代替食（乳卵同時除去）対応（令和5年4月から）」を実施します。

【詳細な献立表による対応】

「献立内容一覧表」及び「原料配合表」を各家庭へ事前に配布し、それをもとに学校給食から原因食品を除外しながら食べます。弁当対応の場合も、この対応は実施します。

※そば、落花生（ピーナッツ）は令和2年4月より土浦市の学校給食では提供していません。

アーモンド、あわび、いくら、カシューナッツ、くるみ、まつたけについては、令和5年4月より土浦市の学校給食では提供しません。

【弁当対応（完全弁当対応または一部弁当対応）】

学校給食において、自分で原因食品を除外することが困難な場合に行います。

※極微量の原因食品の摂取で反応が誘発される可能性がある場合、学校での個別対応が難しい場合は、安全な給食提供は困難なため、弁当対応をお願いします。

【代替食（乳卵同時除去）対応】

医師からの指示によって家庭で除去食等の食事療法を行い、学校給食でも対応が可能と判断した場合、乳・卵の同時除去の代替食を提供します。（毎月給食センターから配付資料確認のご連絡をします。）

代替食（乳卵同時除去）はどんな給食？

- ・乳・卵の同時除去となり、どちらか一方のアレルギーの場合も、乳・卵の両方が除去されます。
- ・通常食の児童生徒と異なる献立を喫食する場合があります。
- ・主食はごはんを提供します。
- ・牛乳及び発酵乳の代わりに豆乳を提供します。
- ・乳卵いずれかが含まれている食品は除去し、必要に応じて食材の追加、代替品の提供をします。
- ・専用の個別容器で提供します。

学校給食でアレルギー対応をするために必要なこと

- ・ 医師の診察・検査（可能な限り食物負荷試験）により、「食物アレルギー」と診断され、医師から、特定の食物に対して対応の指示があること。
- ・ 基本的に1年に1回は受診し、毎年「学校生活管理指導表※」を提出していること。
- ・ 校内で対応内容の協議を行い、原因食品を除いた給食の実施決定があること。
- ・ 食物アレルギー対応の申請をしていること。
- ・ 家庭でも原因となる食物の除去を行っていること。



※「学校生活管理指導表」とは

アレルギー対応をするためには、医師の正しい診断と指導に基づいて対策を計画することが大切です。保護者からの申し出だけでは、アレルギーかどうかの根拠が曖昧であったり、症状の強さが把握できないことがあります。そのために、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が運用されています。これは、学校での配慮や管理が必要な児童生徒に配布して主治医に記入してもらい、保護者を通じて学校に提出されるものです。

なぜ病院受診や「学校生活管理指導表」が必要な？



食物アレルギーは、かゆみのような軽い症状ばかりではなく、生命をおびやかす重篤な状態になることもあります。学校がこうした児童生徒を対応するにあたり、保護者からの申し出のみを対応の根拠とすることは好ましくありません。

また、長期間医師の診断を受けていないため食物アレルギーかどうか不明確である児童生徒を対象とすると、本当に対応が必要な児童生徒に対する注意が行き届かなくなってしまう危険があります。

食物アレルギーの症状は、成長に伴い変化します。 unnecessary 除去は、成長期にある子どもたちにとって必要な栄養素が不足するなど、健全な成長の妨げになることがあります。子どもたちの成長のためにも、正確な診断のもと、本当に除去が必要なアレルゲンだけを取り除くことが大切です。

【対応開始（4月）までのスケジュール】

10～11月頃 就学時健診時	食物アレルギー対応者抽出
1月頃～	対応内容に関する面談（学校にて）
3月頃	食物アレルギー対応者決定
4月から	給食でのアレルギー対応開始

問い合わせ先

土浦市立学校給食センター TEL 846-2601

面談等説明用

代替食について

① 乳・卵の同時除去です。

どちらか一方のアレルギーの場合も、乳・卵の両方が除去されます。

② 提供される代替食は他の児童生徒と違う献立を喫食する場合があります。

③ 主食はごはんが提供されます。

④ 牛乳及び発酵乳の代わりに豆乳が提供されます。

⑤ 乳・卵いずれかが含まれている食品は除去し、必要に応じて食材の追加、

代替品の提供をします。

⑥ 食器は使用せず専用のお弁当箱で提供されます。



アレルギー専門医療機関等の情報提供について (拠点病院と専門医の紹介)

1 拠点病院

「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、国の中心拠点病院と都道府県ごとの拠点病院が指定されています。

(1) 中心拠点病院

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	東京都世田谷区大蔵2丁目10-1
独立行政法人国立病院機構 相模原病院	神奈川県相模原市南区桜台18-1

(2) 茨城県アレルギー疾患医療拠点病院

(診療所、クリニックでの診療、治療で症状が改善されない場合などに適宜、適切な検査や治療を進めて、必要に応じて適切な情報を提供する施設)

拠点病院	筑波大学附属病院	つくば市天久保2丁目1-1	029-853-3900
連携病院	筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保1丁目3番地1	029-851-3511

なお、茨城県ホームページにおいて、「アレルギー疾患医療における連絡体制（茨城県版）」が公開されています。

(<https://www.pref.ibaraki.jp/hokensukushi/yobo/shitpei/yobo/shippei/arerugi.html>)

「ホーム」－「茨城で暮らす」－「保健・医療」－「健康づくり・病気予防」－「アレルギー疾患対策」

2 専門医

一般社団法人日本アレルギー学会が書類審査と筆記試験により、「アレルギー学に強い関心を持ち、アレルギー臨床の経験と実績があり、高い水準でアレルギー疾患の診療を行う能力のある医師」と認定したものです。専門医の一覧は、同会のホームページ (<https://www.jsaweb.jp>) で確認できます。

「HOME」－「専門医・指導医一覧（一般用）」

なお、指導医とは、専門医を養成・指導する上位の資格をもった専門医です。

令和 年 月 日

年 組 さん
保護者 様

土浦市立〇〇〇〇〇〇学校長 〇〇 〇〇

食物アレルギーに関する書類の提出について（お願い）

保護者の皆様には、日頃から学校給食についてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。学校においては、「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月文部科学省）」を原則とした食物アレルギー対応に取り組んでおり、この指針では、学校生活において学校での対応が必要な場合は、医師（主治医）の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必須とされております。

過日ご提出いただきました、「食物アレルギーに関する調査票」より、お子様は学校給食でアレルギー対応が必要となりますので、下記の通り、食物アレルギーに関する書類を提出していただきますよう、お願いいたします。

記

- 提出する書類 ①学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
※医療機関を受診し、主治医の先生に記入してもらってください。
②食物アレルギー対応面談事前調査票
※保護者の方がご記入ください。
- 期日と方法 面談実施日にご持参ください。

※『学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）』は、学校生活における特別な管理指導が必要な方について、主治医からの指示内容等の情報を記載する書類で、内容を保護者・学校等で共有し、学校生活に配慮するものです。

「学校生活管理指導表」を医師に記入してもらう際、診断書同様に文書料がかかります。学校では、『学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）』をもとに健康管理を行っていますのでご理解とご協力をお願いいたします。

付記

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。記載する医師には、病状・治療内容や学校生活上の配慮事柄などの指示が変化する場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらう。（大きな病状の変化があった場合はこの限りではない。）

（「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」財団法人 日本学校保健会より抜粋）

〈問い合わせ〉

土浦市立〇〇〇〇〇〇学校

☎029-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当) 〇〇 〇〇

令和 年 月 日

年 組 さん
保護者 様

土浦市立〇〇〇〇〇〇学校長 〇〇 〇〇

食物アレルギーに関する書類の提出について（お願い）

保護者の皆様には、日頃から学校給食についてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。学校においては、「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月文部科学省）」を原則とした食物アレルギー対応に取り組んでおり、この指針では、学校生活において学校での対応が必要な場合は、医師（主治医）の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必須とされております。

過日ご提出いただきました、「食物アレルギーに関する調査票」より、お子様は学校給食でアレルギー対応が必要となりますので、下記の通り、食物アレルギーに関する書類を提出していただきますよう、お願いいたします。

記

- 提出する書類 ①学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
※医療機関を受診し、主治医の先生に記入してもらってください。
②食物アレルギー対応面談事前調査票
※訂正がないかご確認いただき、訂正がある場合は赤でご記入ください。
- 期日と方法 面談実施日にご持参ください。

※『学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）』は、学校生活における特別な管理指導が必要な方について、主治医からの指示内容等の情報を記載する書類で、内容を保護者・学校等で共有し、学校生活に配慮するものです。

「学校生活管理指導表」を医師に記入してもらう際、診断書同様に文書料がかかります。学校では、『学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）』をもとに健康管理を行っておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

付記

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。記載する医師には、病状・治療内容や学校生活上の配慮事柄などの指示が変化する場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらう。（大きな病状の変化があった場合はこの限りではない。）

（「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」財団法人 日本学校保健会より抜粋）

〈問い合わせ〉

土浦市立〇〇〇〇〇〇学校

☎029-〇〇〇-〇〇〇〇

担当) 〇〇 〇〇

就学時健康診断において、食物アレルギーの調査があります。

栄養教諭もしくは市の栄養士の方にお手伝いをお願いしています。ご確認ください。

【受付】

①アレルギー調査票を配布する。保護者待機中に記入してもらう。

【食物アレルギーの確認】

①確認ブースを作る。

②調査票は、食物アレルギー「ある」「なし」のBOXに分けて回収する。

③「ある」BOXを先にチェックし、付箋を貼る。

④「ある」の人を当日番号で呼び、詳しく聞き取りをする。

⑤聞き取った内容について、『アレルギー調査 確認個票』に記載し、調査票にクリップで留める。

★児童の名前

★当日の番号：黄色い札の番号と同じ

★給食対応：調査票の保護者が希望する番号に○をする。

※聞き取りをした結果、保護者が給食対応について希望した内容を変更する場合は、そのやりとりを記入する。

例) アレルゲン：ピーナッツ

対応の希望：②詳しい献立表が欲しい

⇒給食にはピーナッツを使用しないことを説明し、詳しい献立表は不要と保護者から同意が得られたため、①特に対応は必要ないに変更した。

★受診予定：②③④の対応を希望する保護者には、12月までに受診するよう勧める。

受診することが決まっている場合は、何月にどの医療機関を受診するのか聞く。

※できれば、アレルギー専門医療機関での受診を勧める。

★書類渡し：②③④の対応を希望する保護者には、4種類の書類を渡す。

・様式2 学校生活管理指導表

・様式3 食物アレルギー対応面談事前調査票

・資料2 アレルギー専門医療機関等の情報提供について

・資料3 食物アレルギーに関する書類の提出について(お願い)

★備考：入学校が違う場合など、情報が得られたら記入をする。

★担当：記名をお願いします。(内容について問い合わせることがあるかもしれません。)

⑥「ない」の人の内容も記入漏れがないかチェックする。

⑦終了後は、食物アレルギーに関する調査票(聞き取りをした人は、個票を調査票にクリップ留め)を教育委員会の人に渡し、養護教諭に確実に渡すよう依頼する。

また、養護教諭のみなさまには、就学時健康診断前に準備していただくことがあります。

○当日担当していただく栄養教諭もしくは栄養士に、調査票と依頼文を渡してください。

○対応が必要なケースに渡す書類(様式2・3資料2・3)の準備→数組必要かと思えます。

お忙しい中、就学時健康診断ではお世話になります。

食物アレルギー対応を開始するにあたり、今回の食物アレルギーチェックと聞き取り調査は重要な作業のひとつになります。その部分をお願いしてしまい申し訳ありませんが、今後の流れを進めていくには、みなさまのご協力が必要となります。

当日、みなさまと養護教諭が現場で情報共有することが難しいと思いますので、下記の通り進めていただけますよう、ご協力をお願い致します。

【受付】

①アレルギー調査票を配布する。保護者待機中に記入してもらう。

【食物アレルギーの確認】

①確認ブースを作る。

②調査票は、食物アレルギー「ある」「なし」のBOXに分けて回収する。

③「ある」BOXを先にチェックし、付箋を貼る。

④「ある」の人を当日番号で呼び、詳しく聞き取りをする。

⑤聞き取った内容について、『アレルギー調査 確認個票』に記載し、調査票にクリップで留める。

★児童の名前

★当日の番号：黄色い札の番号と同じ

★給食対応：調査票の保護者が希望する番号に○をする。

※聞き取りをした結果、保護者が給食対応について希望した内容を変更する場合は、そのやりとりを記入する。

例) アレルゲン：ピーナッツ

対応の希望：②詳しい献立表が欲しい

⇒給食にはピーナッツを使用しないことを説明し、詳しい献立表は不要と保護者から同意が得られたため、①特に対応は必要ないに変更した。

★受診予定：②③④の対応を希望する保護者には、12月までに受診するよう勧める。

受診することが決まっている場合は、何月にどの医療機関を受診するのか聞く。

※できれば、アレルギー専門医療機関での受診を勧める。

★書類渡し：②③④の対応を希望する保護者には、4種類の書類を渡す。

・様式2 学校生活管理指導表

・様式3 食物アレルギー対応面談事前調査票

・資料2 アレルギー専門医療機関等の情報提供について

・資料3 食物アレルギーに関する書類の提出について(お願い)

★備考：入学校が違う場合など、情報が得られたら記入をする。

★担当：記名をお願いします。(内容について問い合わせることがあるかもしれません。)

⑥「ない」の人の内容も記入漏れがないかチェックする。

⑦終了後は、食物アレルギーに関する調査票（聞き取りをした人は、個票を調査票にクリップ留め）を教育委員会の人に渡し、養護教諭に確実に渡すよう依頼する。

食物アレルギー調査 確認個票

児童氏名		当日の番号	
給食対応	①	②	③ ④ ⑤()
(保護者の希望と変更があった場合には詳しく記入)			
受診予定	あり (月) (医療機関名:)		
	なし → 12月までに受診するよう勧める。		
書類渡し (4種類)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活管理指導表 ・面談事前調査票 ・アレルギー専門医療機関等 ・書類の提出について(お願い) 		済 未
備考	例)入学校が違う場合など		
担当:			

【様式データの保存場所】
 ☆全小中学校共有 → ☆学校給食
 → 08土浦市学校食物アレルギー対応マニュアル→ 食物アレルギー用様式一式

様式 No.	様 式 名	時期	作成担当者	
1	食物アレルギーに関する調査票	10～11月	保護者	
2	学校生活管理指導表	10～11月	医師 (保護者持参)	
3	食物アレルギー対応面談事前調査票	10～11月	保護者	
4	食物アレルギー面談票児童生徒個別支援プラン	(作成・見直し)	12月～1月	学校(養護教諭)
		(検討・対応決定)	1月末まで (対応委員会時)	学校(対応委員会)
		(同意・署名押印)	3月(個別面談時)	保護者
5	医療医薬品預かり書(依頼書)	3月(個別面談時)	保護者	
6	要援護者(児童等緊急対応者)に係る申請依頼書	4月	養護教諭	
7	個人カルテ	随時	学校(養護教諭)	
8	食物アレルギー対応依頼書	個人面談後	保護者	
9	食物アレルギー対応内容変更依頼書			
10	食物アレルギー対応中止依頼書			
11	食物アレルギー対応内容報告書	様式8・9受理後	学校(養護教諭)	
12-1	食物アレルギー対応決定通知書	教育長⇒学校長 学校長⇒保護者	12-1 教育委員会 (給食センター)	
12-2			12-2 学校 (養護教諭※1)	
13	食物アレルギー対応者一覧表	1月 ※解除・変更の場合 は随時提出	学校(給食主任)	
14	緊急連絡用事故報告書	発生時	学校(教頭)	
15	食物アレルギー対応ヒヤリハット事例	発生時	学校(養護教諭)	
16	食物アレルギー事故一覧表	発生時	教育委員会(学務課)	



提出時期	提出先 (担当者)	備 考 (☆:同じ書類を継続して使用)
10～11月	学校(養護教諭)	☆同じ調査票に毎年記入する。
個人面談時	学校(養護教諭)	・医療機関の受診について説明する。 ・様式11に写しを添付し、給食センターに提出する。
個人面談時	学校(養護教諭)	☆毎年訂正がないか確認する。
3月 (様式11は、 3月20日まで)	学校(養護教諭)	・様式11に写しを添付し、給食センターに提出する。
個別面談時	学校(養護教諭)	
4月	学校(養護教諭)	小学校は申請する。 (中学校は希望がある場合)
年度末	学校(養護教諭・担任)	☆同じ調査票に追記し次年度に必ず引き継ぐ。
個人面談後 (3月15日)	学校(養護教諭)	養護教諭と給食主任は、 情報を共有する。 様式11には、様式2、様式4 様式8(又は9)を添付する。
個人面談後 (3月20日)	教育委員会 (給食センター)	☆学年は、新学年で記入する。 (学級名は空白にしておく。)
4月 給食開始まで	12-1 学校 (養護教諭 ・給食主任)	(※1)12-2の文書作成は学校長の 欄を空欄又は職印を押す前の 状態まで、学校給食センターが 作成し、学校へ送付する。
	12-2 保護者	
1月末(※2)	教育委員会 (給食センター)	(※2)個別面談の日程により 2月中旬まで。 給食主任は4月に校務支援シ ステムでクラス名を報告する。
発生時	教育委員会(指導課)	
発生時	教育委員会(学務課)	学校と教育委員会(学務課・給 食センター)で情報共有する。
発生時	教育委員会(学務課)	

(様式7)

個人カルテ（記入例）

氏名（ ）

学年(小学校)	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
組 番号	組 番	組 番	組 番	組 番	組 番	組 番
担 任 名						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○月初め、保護者が献立に印を付けて提出。毎日、連絡帳に食べられないものを保護者が記入し、朝に本人と担任で献立を確認していた。 ○配食は一番始め ○弁当の時は、職員室冷蔵庫に保管。自分で持って行ける。 	対応の変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ○減感作療法開始 ○卵が1²/₃食べられるようになった。 ○12/15掃除の時間に呼吸苦を訴え、エピペン®使用・救急搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ○小麦はアレルギーから解除。卵は食べられる量が増えてきているが、給食での除去は継続。 	<ul style="list-style-type: none"> ○10月から給食提供開始。詳細の献立での対応は継続。その後問題なく経過した。 	対応の変更なし
学年(中学校)	7年生		8年生		9年生	
組 番号	組 番	部	組 番	部	組 番	部
担 任 名						
特記事項						

年度末に、1年間の様子について、担任または養護教諭が記入する。

食物アレルギー対応依頼書

年 月 日

(申請先) 学校長 殿

保護者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

医師の診断により、食物アレルギーによる学校給食での対応が必要であることから、下記のとおり依頼します。

記

- ◇次年度の申請の場合
→ 新学年のみを記入する。
- ◇年度途中の申請の場合
→ 現学年・組を記入する。

学年、組名 _____年 _____組

ふりがな
児童生徒名 _____

事 項	内 容
希望する対応内容 (該当する項目を○で囲む。)	1 給食全てを停止 2 牛乳等飲料全てを停止 3 牛乳等飲料以外を全て停止 4 代替食 5 詳細な献立表による対応
食物アレルギー原因食材	
主な症状	
添付書類	<input type="checkbox"/> 学校生活管理指導表

「代替食」を希望する場合は
4のみ○で囲む。
※他の番号には○をつけない。

【新規・継続】

「新規・継続」のいずれかを○で囲む。

受領者署名 学校名 : _____

学校長名 : _____ 日付 : _____年 _____月 _____日

食物アレルギー対応内容変更依頼書

年 月 日

(申請先) 学校長 殿

保護者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

医師の診断により、食物アレルギーによる学校給食での対応が必要であることから、下記のとおり依頼します。

記

- ◇次年度の申請の場合
→ 新学年のみを記入する。
- ◇年度途中の申請の場合
→ 現学年・組を記入する。

学年、組名 _____年 _____組

ふりがな
児童生徒名 _____

事 項	内 容
現在の対応内容 (該当する項目を○で囲む。)	1 給食全てを停止 2 牛乳等飲料全てを停止 3 牛乳等飲料以外を全て停止 4 代替食 5 詳細な献立表による対応
変更後の対応内容 (該当する項目を○で囲む。)	1 給食全てを停止 2 牛乳等飲料全てを停止 3 牛乳等飲料以外を全て停止 4 代替食 5 詳細な献立表による対応
備考	
添付書類	<input type="checkbox"/> 学校生活管理指導表

「代替食」を希望する場合は
4のみ○で囲む。
※他の番号には○をつけない。

受領者署名 学校名 : _____

学校長名 : _____

日付 : _____年 _____月 _____日

食物アレルギー対応中止依頼書

年 月 日

(申請先) 学校長 殿

保護者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

標記の件について、下記のとおり依頼し

記

◇次年度の申請の場合
→ 新学年のみを記入する。
◇年度途中の申請の場合
→ 現学年・組を記入する。

1 児童生徒名

学校名	土浦市立	学校
学年 組	年	組
(ふりがな) 児童生徒氏名	()

2 解除内容 (食品名等、具体的に記入してください。)

3 医療機関受診日 (医師から指示が出た日) ____年 ____月 ____日

医療機関名 _____ 主治医名 _____

4 家庭でも当該食品を摂食して症状がでていない。 はい ・ いいえ

複数回、家庭において
症状が出ていないことを確認してください。

受領者署名 学校名: _____

学校長名: _____ 日付: ____年 ____月 ____日

土浦市教育委員会教育長殿

上記のとおり食物アレルギー対応中止依頼書が提出されましたので報告いたします。

年 月 日

学校長

食物アレルギーによる給食対応を継続する場合は
毎年度提出する。(添付書類あり)

(様式 11)

【提出】 学校 → 学校給食センター

年 月 日

(申請先) 土浦市教育委員会 教育長

(給食センター扱い)

学校名

学校長

食物アレルギー対応内容報告書

下記の者は、医師の診断により、食物アレルギーによる学校給食での対応が必要であることから、食物アレルギー対応依頼書が提出されました。それに基づき、食物アレルギー対応委員会にて検討した結果、下記のとおり対応いたします。

記

◇次年度の申請の場合
→ 新学年のみを記入する。
◇年度途中の申請の場合
→ 現学年・組を記入する。

事項	内容
対象者	学校名 学年、組名 ふりがな 氏名
対応内容 (該当する項目を○で囲む。)	1 給食全てを停止 2 牛乳等飲料全てを停止 3 牛乳等飲料以外を全て停止 4 代替食 5 詳細な献立表による対応
食物アレルギー原因食材	
主な症状	
添付書類	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー対応(内容変更)依頼書 (様式 8・様式 9) <input type="checkbox"/> 学校生活管理指導表(写し)(様式 2) <input type="checkbox"/> 児童生徒個別支援プラン(写し)(様式 4)

「代替食」を希望する場合は
4のみ○で囲む。
※他の番号には○をつけない。

学校生活管理指導表・
児童生徒個別支援プランは
写しを添付する。

「新規・継続」のいずれかを○で囲む。

【新規・継続】

【提出】 学校 → 保護者

(様式 12-2)

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

殿

発番、学校名、学校長名を記入し、
押印後配付してください。

学校長

学校

印

職印

食物アレルギー対応決定通知書

年 _____ 月 _____ 日付けで申請のありました食物アレルギーによる給食対応について、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

事 項	内 容
対象者	学校名 学年、組名 氏名
対応内容	
対応開始月	年 _____ 月から

土浦市教育委員会 教育長 殿

学校

学校長名

食物アレルギー以外で給食対応が必要な児童生徒は別様式(疾病等による対応者一覧表)に記載する。

年度 食物アレルギー対応者一覧表

※ 様式8により申請があり、対応が決定された者を記入すること

学年・クラス	フリガナ 名 前	新規 継続 変更 解除	対象アレルギー	資料対応		給食対応(停止)			代替食	エビベン	アナフィ ラキシー	経口 負荷 試験	救急 登録	備 考	進学先の 学 校 名
				内容	配合	全部	牛乳	牛乳以外							
1年1組	〇〇 〇〇	新規	卵	○	○						○				
3年2組	△△ △	継続	乳	○	○		○		○			○			
4年1組	◇◇◇	継続	乳 卵					○	○	○	○	○			

6年生が中学校へ上がる際に記入。

代替食対応の場合は、資料対応の欄や牛乳停止の欄に○はつけない。

— 参考文献 —

- ・文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）
- ・公益社団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂）
- ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構「食物アレルギーの診療の手引き2020」
- ・独立行政法人環境再生保全機構「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック」（2021改訂版）

【 編集 】

土浦市食物アレルギー対応マニュアル推進検討委員会
土浦市食物アレルギー対応マニュアル推進ワーキングチーム
事務局 土浦市教育委員会（土浦市立学校給食センター）

学校における食物アレルギー対応マニュアル

平成27年 4月 発行

平成30年 4月 改定

土浦市立学校食物アレルギー対応マニュアル

令和 2年 3月 発行

令和 5年 4月 改定

発行者 土浦市教育委員会

監修 土浦市医師会